



第3期 清水町子ども・子育て支援事業計画 (令和7年度～令和11年度)



令和7年3月
清 水 町

「こども」の表記について

内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室発出の令和4年9月15日付け事務連絡で「こども」表記の推奨について（依頼）と題して、各府省庁に通知し、今後の行政文書においても「こども」表記を活用していくとし、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いるとされています。

本町においても、国で示された表記方法を準用し、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。また、特別な場合の判断についても、国と同様の取り扱いを行います。

- ①法令に根拠がある語を用いる場合 例：公職選挙法における「子供」、
子ども・子育て支援法における「子ども」
- ②固有名詞を用いる場合 例：既存の予算事業名や組織名
- ③他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定方法	3
第2章 こどもと家庭を取り巻く状況	5
1 統計データからみる清水町のすがた	5
2 アンケート調査結果からみえる現状	26
3 こどもや子育て家庭を取り巻く現状と課題	33
第3章 計画の基本的な考え方	37
1 基本理念	37
2 基本的な視点	37
3 基本目標	38
4 施策の体系	39
第4章 施策の展開	41
基本目標Ⅰ 地域で支え合う子育て家庭への支援	41
基本目標Ⅱ こどもにとって良質な教育・保育の提供	50
基本目標Ⅲ すべてのこどもの成長を支える安全・安心な環境の整備	53
基本目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランスの推進	55
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	57
1 教育・保育提供区域の設定	57
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方	57
3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	59
4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	63
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	81
6 教育・保育及び子ども・子育て支援事業の推進方策	81
第6章 計画の進行管理	83
1 施策の実施状況の点検	83
2 国・県等との連携	83
資料編	85
1 清水町子ども・子育て会議条例	85
2 清水町子ども・子育て会議 委員名簿	86
3 策定経過	87

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

日本におけるこどもを取り巻く環境は、ここ数十年で大きく変化しました。

日本では、長い間、性別による役割分担意識のもと、主に母親が家庭で子育てを担っていました。しかし、50年ほど前から女性の社会進出が進み、外に働きに出る女性が増えたことで、母親と父親が協力して子育てをする必要があるという考え方が徐々に浸透しつつあります。さらに、性別に関係なく、個人や家庭の希望に応じたバランスでの仕事や家事、子育て、地域活動などへの参画（ワーク・ライフ・バランス）が推進されてきたことで、仕事と子育ての両立を希望する保護者は増加傾向にあると考えられます。

一方、少子高齢化の影響で15～64歳の労働力人口が減少し、子育て家庭への支援に関わる人材が全国的に不足しています。それでも、平成27年度から始まった子ども・子育て新制度により、国を挙げてこどもの預け先の多様化や相談支援などに取り組んできたことで、国基準での待機児童は減少傾向にあります。しかしながら、国基準での待機児童には含まれない潜在的な待機児童（入所可能な施設はあるものの、希望する施設ではないことから入所していないこどもなど）は、少なくないと見込まれています。

また、小学生の放課後の居場所となる放課後児童クラブについても、共働き世帯が増加してニーズが急激に高まったことで整備が追いつかず、全国的にみると希望者全員を受け入れることができない状況が続いています。“小1の壁”と例えられることがあるように、小学校に進学したタイミングで放課後の時間帯の預け先がなくなってしまう、離職を余儀なくされる家庭もあります。

そして、残念なことに、児童虐待やこどもの自殺、貧困の連鎖、いじめなど、こどもの命に直結する問題も顕在化しています。加えて、インターネットが普及した現代においては、SNSなどを利用した犯罪にこどもが巻き込まれてしまうこともあります。そのため、こどもが生まれながらにして持つ権利を確実に保障するためには、こどもをあらゆる危険や困難から守るための取り組みが急務であると言えます。

そこで、国は令和5年4月にこども基本法を施行したと同時に、こども家庭庁を発足しました。大人が中心となっておりこども施策を推進してきた体制を、こどもの視点でこども施策を推進する体制へと変えることが狙いであり、新たな体制は「こどもまんなか社会」と位置づけられています。こどもが平等に健やかに成長し、幸せに生活できる社会の実現に向けて、社会全体でこどもの最善を優先した施策をこどもの声を聞きながら推進していくことが求められています。

また、こどもや子育て家庭への支援を行うことでこどもが健やかに成長することができること、こどもを持つことを希望する家庭が安心してこどもを産み育てることができることを目的に、平成27年に施行された子ども・子育て支援法及び関連法が令和6年6月に改正されました。この直近の改正では、児童手当の拡充や妊娠期の経済的支援・相談支援の充実、3歳未満の未就園児が利用できる通園制度（こども誰でも通園制度）の創設、共働き世帯への支援の充実、子ども・子育て支援金制度の創設などが行われることとなりました。妊娠や子育て、育児休業などに対する経済的支援が充実することになるため、これまで以上に仕事と子育ての両立がしやすくなるとともに、男性の子育てへの参画が進むと考えられます。また、こども誰でも通園制度により保護者の就労状況や預ける理由を問わず、こどもを預けられるようになることで、親子の孤立防止や保護者のリフレッシュにも期待されています。

本町では、これまでも国や静岡県の子ども・子育て支援に関する基本指針や方向性などと整合を図った計画を策定し、その計画に沿って町内におけるこどもや子育て家庭への支援を実施してきました。この度、現行の計画、「第2期清水町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）が最終年度を迎え、計画の見直しの時期を迎えました。計画の見直しにあたっては、アンケート調査や子ども・子育て会議、パブリックコメントなどを実施するとともに、町内の教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業などを整理し、本町の今後5年間に必要となるサービス量を見込みました。新たな計画である「第3期清水町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和7年度～令和11年度）は、引き続き本町におけるすべてのこどもと子育て家庭に必要な支援が行き渡り、こどもの健全な成長を促進することを目的に策定することとします。

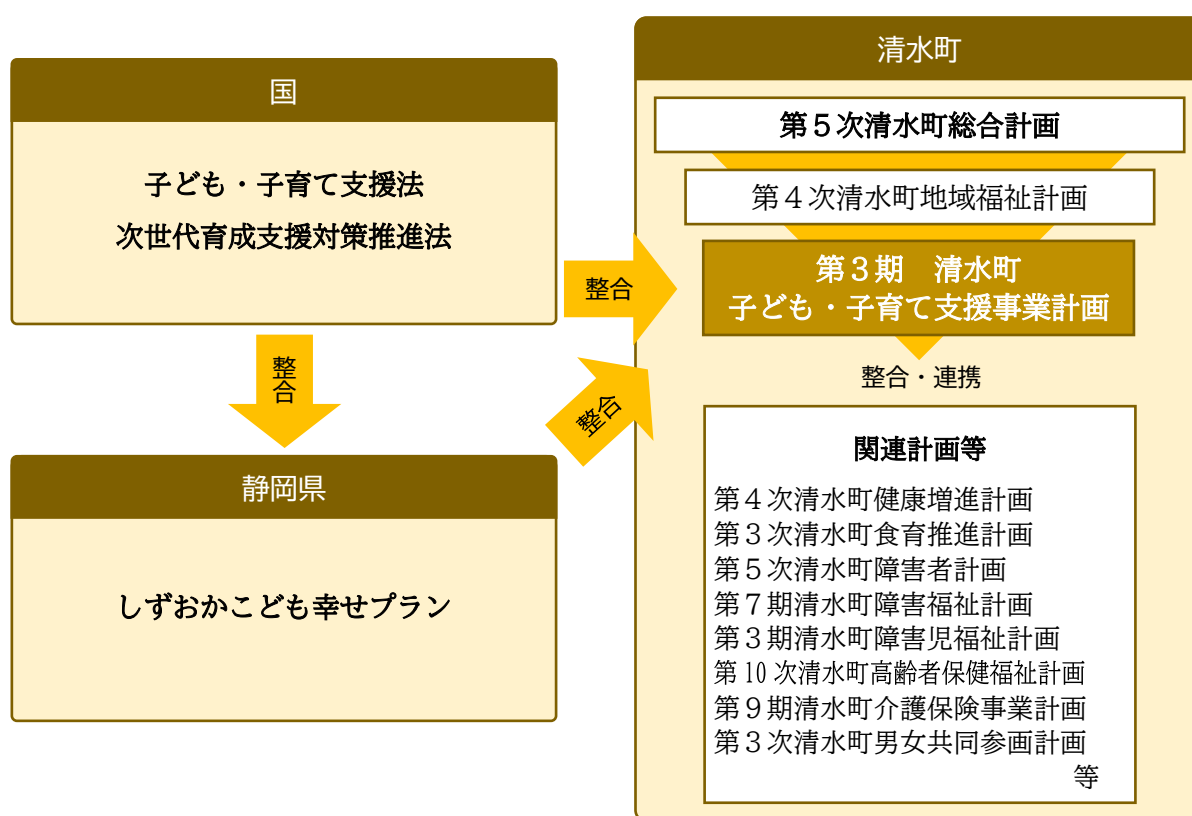
2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項において策定が義務付けられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」にあたります。町内において計画期間中に必要となる教育・保育サービス量を見込み、その必要量を確保するための方策について記した計画です。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項において策定が求められている「市町村行動計画」も本計画に含んでいます。

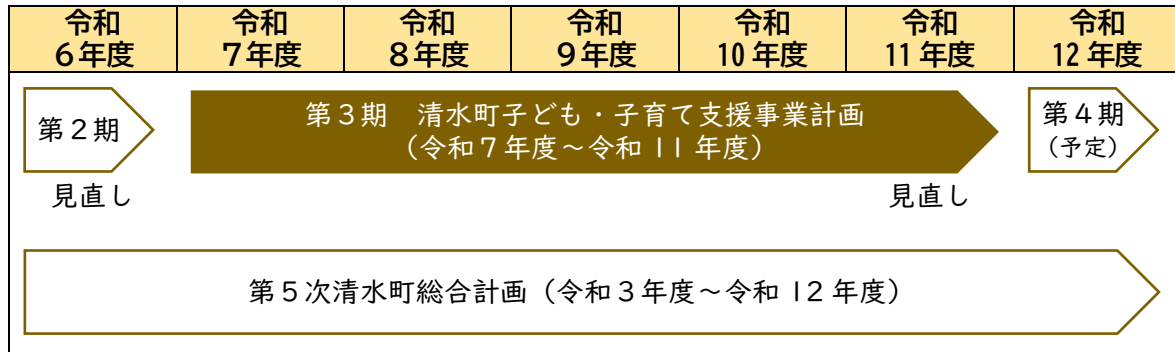
本町の最上位計画として、「第5次清水町総合計画（令和3年度～令和12年度）」があります。本計画には、町のこどもや子育て支援に関連する部門別計画としての役割があり、町内におけるこどもの健やかな成長を促進する施策や多様化するニーズに対応するための子育て支援を充実させる施策などを推進することで、第5次清水町総合計画が掲げる「基本目標2 こどもの成長や学びを地域全体で支えるまちへ」の実現を目指しています。

また、町としての共通認識のもと、それぞれの分野で施策を推進することができるよう、「第4次清水町地域福祉計画」などの関連計画等との整合・連携が図られています。



3 計画の期間

本計画は、令和7年度～令和11年度を計画期間としています。令和11年度に次期計画策定に向けた見直しを予定していますが、社会情勢の著しい変化等、計画の見直しが必要だと判断される場合には最終年度を待たずに計画の見直しを行います。



4 計画の策定方法

(1) 子育てに関するアンケート調査の実施

本計画策定の基礎資料とするため、町内で暮らす就学前児童や小学生の保護者に対して、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」についてアンケート調査を実施しました。調査概要や回収状況、調査結果の抜粋は、第2章に掲載しています。

(2) 清水町子ども・子育て会議による審議

こどもの保護者や子ども・子育て支援事業に従事する者、学識経験者等で構成される委員を参集し、清水町子ども・子育て会議を開催しました。この会議では、本計画の方向性や具体的な施策等に関する審議を行いました。また、こどもや子育てに日常的に関わる委員それぞれの立場から率直な意見をいただき、計画に反映しています。

(3) パブリックコメントの実施

本計画に町内で生活する方等の意見を反映させるため、本計画の素案を公表して、広く意見を募りました。

第2章 こどもと家庭を取り巻く状況

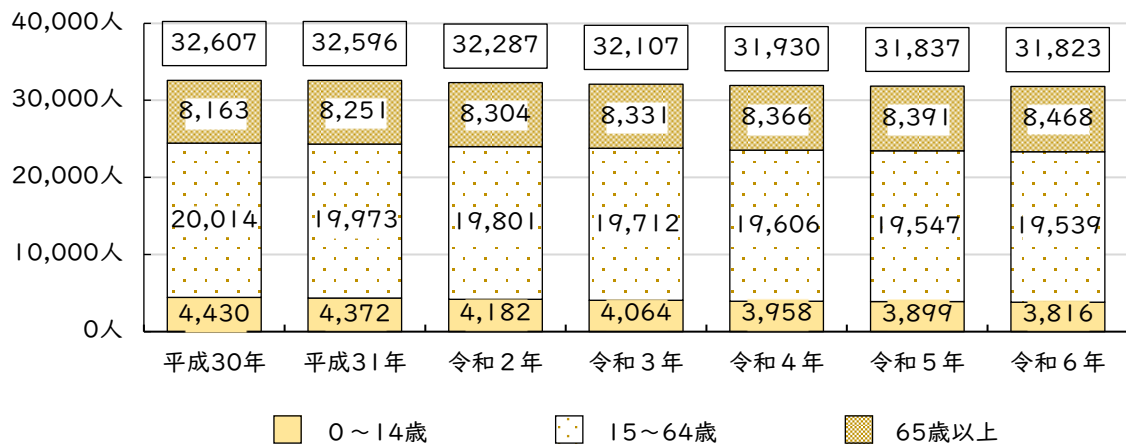
第2章 こどもと家庭を取り巻く状況

1 統計データからみる清水町のすがた

(1) 人口・世帯

①総人口・年齢3区分別人口の推移

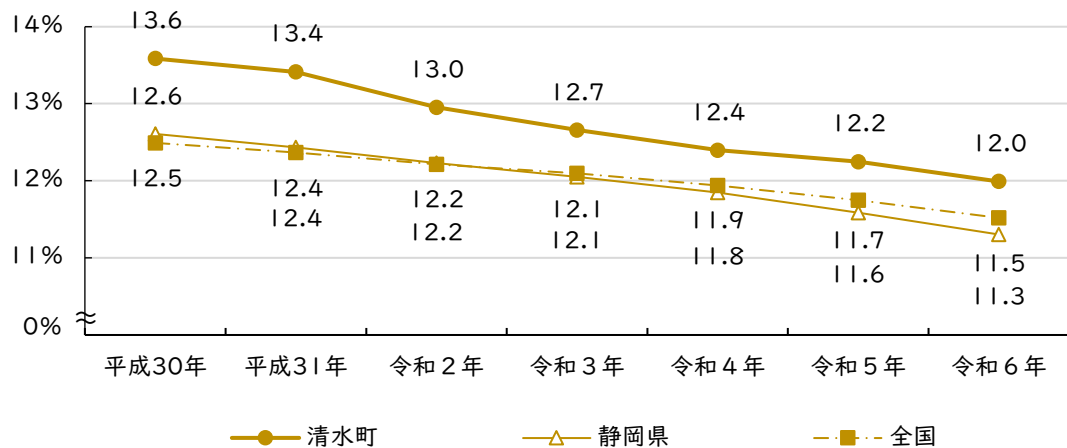
令和6年の総人口は31,823人で、内訳は「0～14歳」が3,816人、「15～64歳」が19,539人、「65歳以上」が8,468人となっています。平成30年からの推移をみると、総人口は減少傾向にあります。年齢3区分別にみると、「0～14歳」、「15～64歳」が減少傾向、「65歳以上」が増加傾向にあります。



資料：「総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（各年1月1日時点）

②年少人口割合の比較

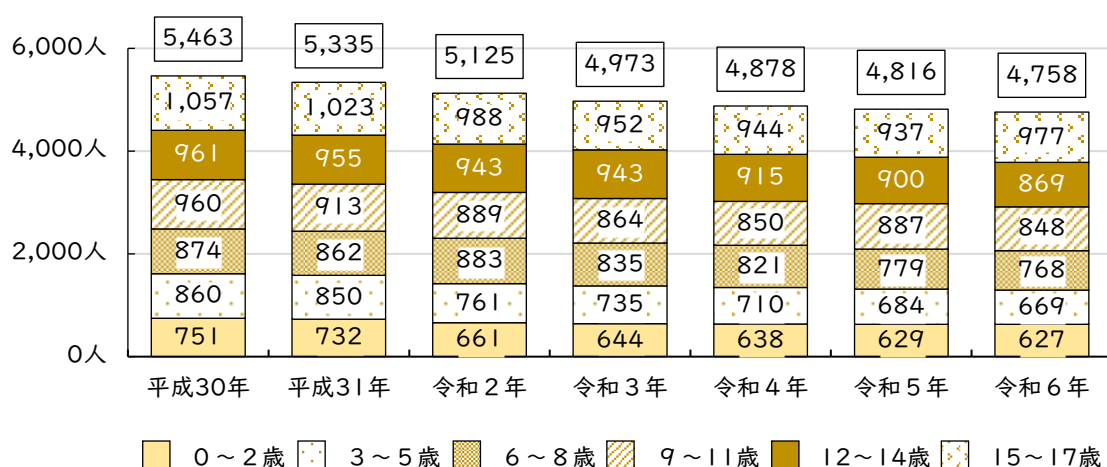
令和6年の本町の年少人口割合は、12.0%となっています。静岡県や全国と比較すると、本町の年少人口割合はやや高い水準であることがわかります。平成30年からの推移をみると、本町、静岡県、全国ともに、低下傾向にあります。



資料：「総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（各年1月1日時点）

③年齢6区分別18歳未満人口の推移

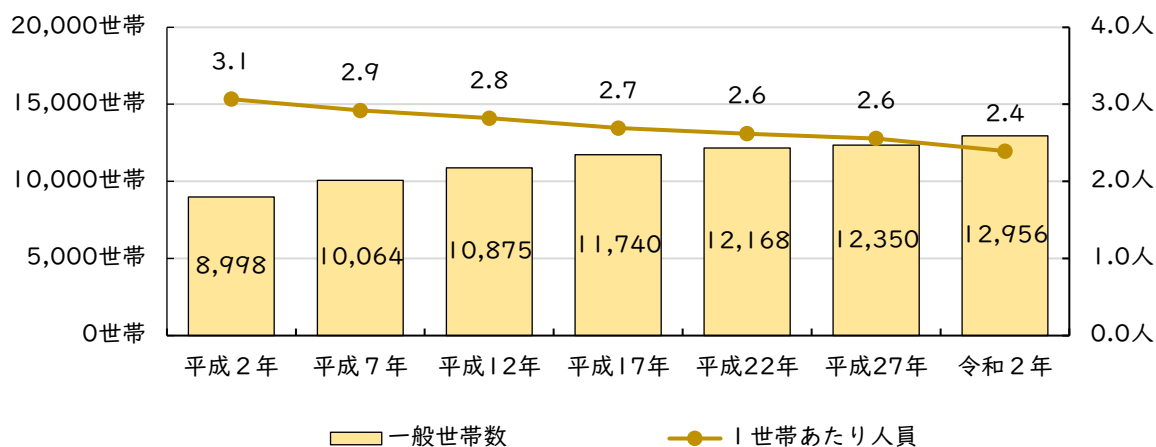
令和6年の18歳未満人口は4,758人で、内訳は「15～17歳」が977人と最も多く、次いで「12～14歳」が869人、「9～11歳」が848人などとなっています。平成30年からの推移をみると、18歳未満人口は減少傾向にあります。年齢6区分別にみると、すべての年齢区分において減少傾向にあります。特に「0～2歳」、「3～5歳」は、平成30年以降、毎年減少しています。



資料：「清水町年齢別人口統計」（各年4月1日時点）

④一般世帯数・1世帯あたり人員の推移

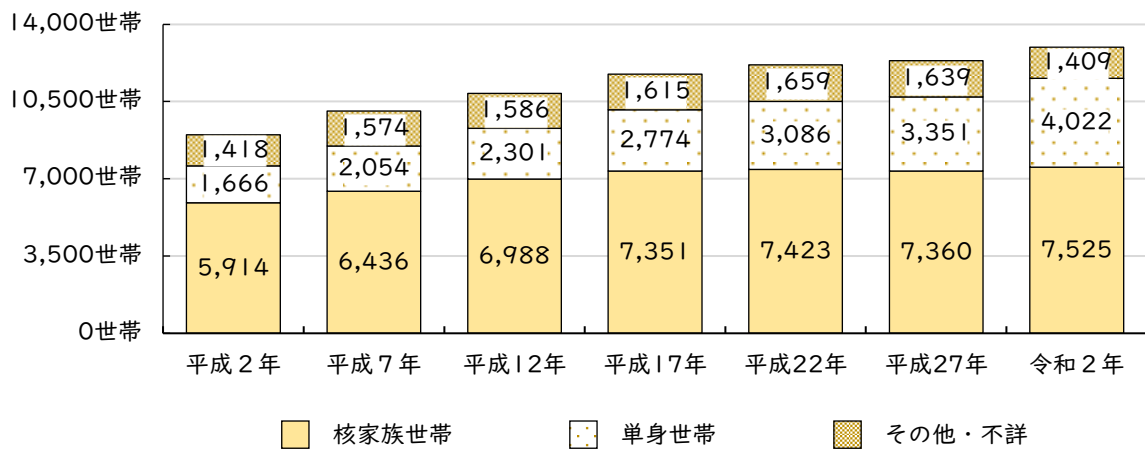
令和2年の一般世帯数は12,956世帯、1世帯あたり人員は2.4人となっています。平成2年からの推移をみると、一般世帯数は増加傾向、1世帯あたり人員は減少傾向にあります。



資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

⑤家族類型別一般世帯数の推移

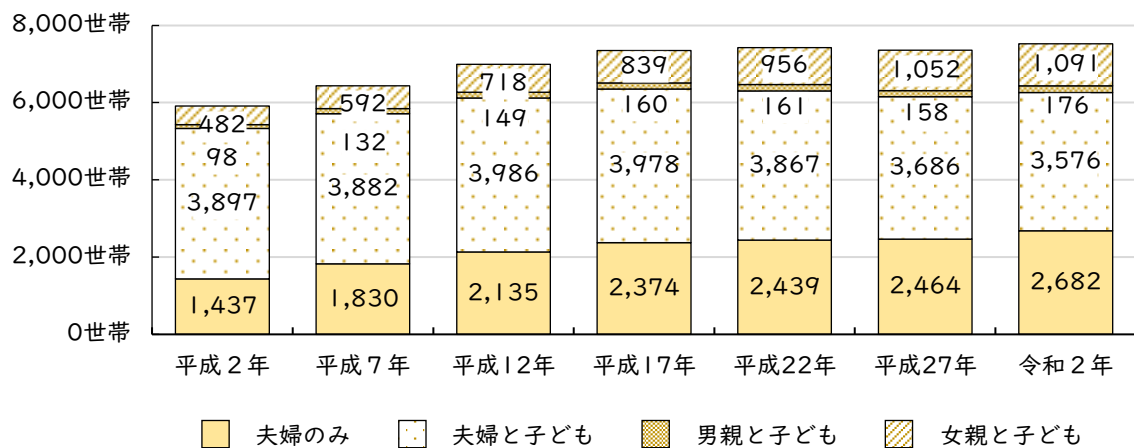
令和2年の一般世帯数を家族類型別にみると、「核家族世帯」が7,525世帯、「単身世帯」が4,022世帯、「その他・不詳」が1,409世帯となっています。平成2年からの推移をみると、「核家族世帯」、「単身世帯」が増加傾向にあります。また、「その他・不詳」は平成22年まで増加傾向にあったものの、平成27年には減少傾向に転じています。



資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

⑥家族類型別核家族世帯数の推移

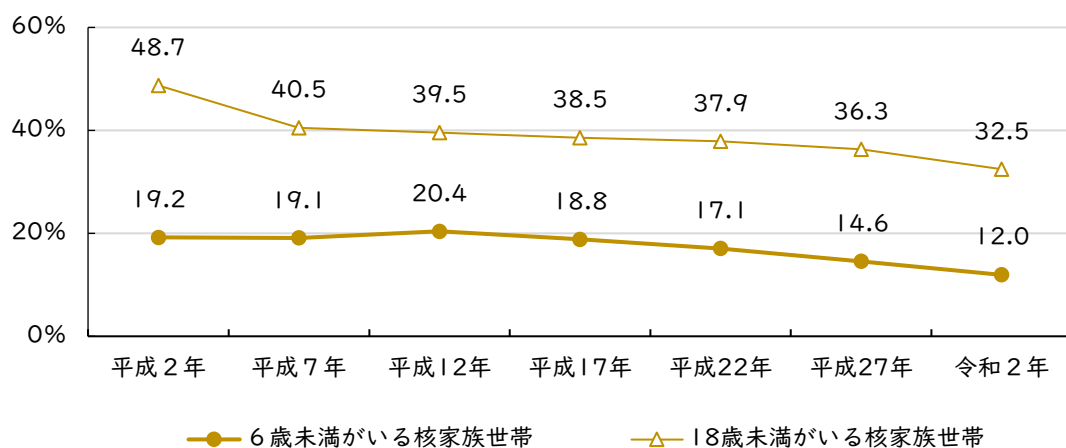
令和2年の核家族世帯数を家族類型別にみると、「夫婦と子ども」が3,576世帯と最も多く、次いで「夫婦のみ」が2,682世帯、「女親と子ども」が1,091世帯などとなっています。平成2年からの推移をみると、「夫婦のみ」、「男親と子ども」、「女親と子ども」が増加傾向にあります。また、「夫婦と子ども」は平成12年まで増加傾向にあったものの、平成17年には減少傾向に転じています。



資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

⑦こどもがいる核家族世帯割合の推移

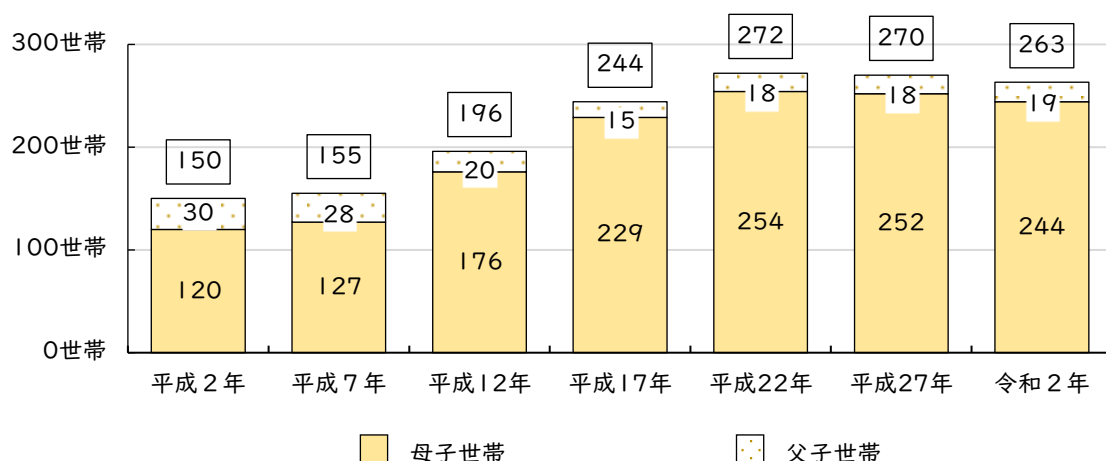
令和2年のこどもがいる核家族世帯割合は、「6歳未満がいる核家族世帯」が12.0%、「18歳未満がいる核家族世帯」が32.5%となっています。平成2年からの推移をみると、「6歳未満がいる核家族世帯」が平成12年まで上昇傾向にあったものの、平成17年には低下傾向に転じています。また、「18歳未満がいる核家族世帯」は低下傾向にあります。



資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

⑧ひとり親世帯の推移

令和2年のひとり親世帯は263世帯で、内訳は「母子世帯」が244世帯、「父子世帯」が19世帯となっています。平成2年からの推移をみると、ひとり親世帯は平成22年まで増加傾向にあったものの、平成27年には減少傾向に転じています。ひとり親世帯の種類別にみると、「母子世帯」がひとり親世帯数の8割以上を占める傾向が続いており、平成17年以降は92～93%と大半を占めています。



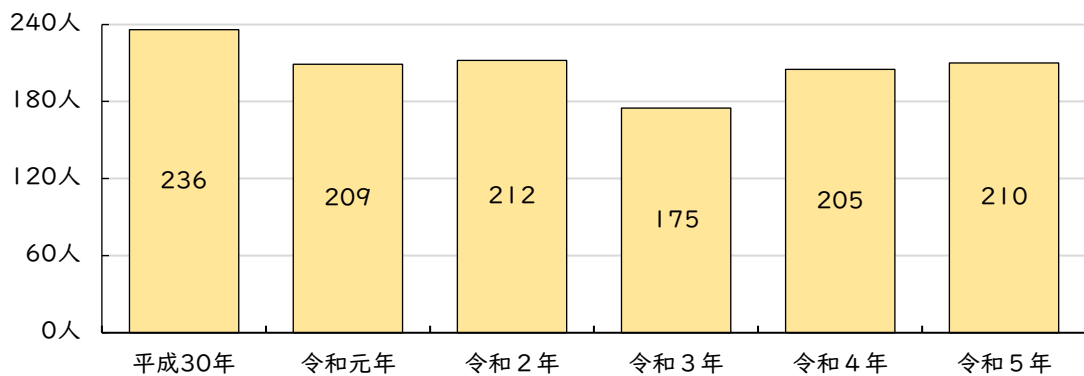
※ここでの「母子世帯」、「父子世帯」は、核家族世帯のうち未婚、死別または離別の女親または男親とその未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯を指します。

資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

(2) 出生

①出生数の推移

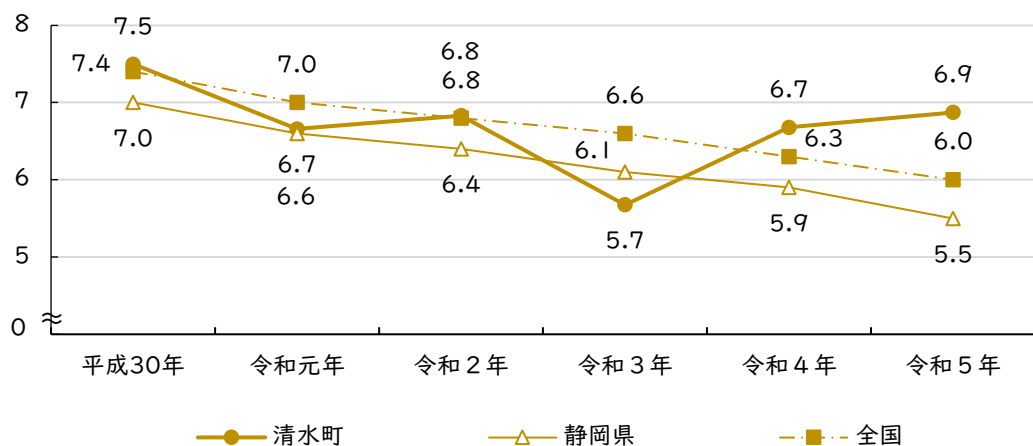
令和5年の出生数は、210人となっています。平成30年からの推移をみると、出生数は令和3年まで減少傾向にあったものの、令和4年には増加傾向に転じています。



資料：「人口動態調査」（年累計）

②出生率（対人口千人）の比較

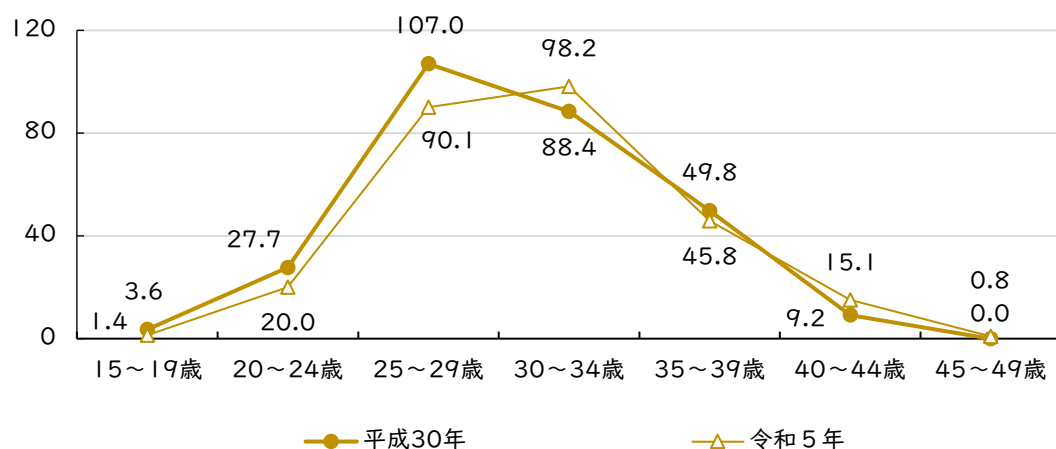
令和5年の出生率（対人口千人）は、6.9となっています。静岡県や全国と比較すると、本町の出生率（対人口千人）はやや高い水準であることがわかります。平成30年からの推移をみると、静岡県、全国は継続して低下傾向にあるものの、本町は年によって大きく上下しています。



資料：「人口動態調査」（年累計）

③母親の年齢区分別出生率（対人口千人）の推移

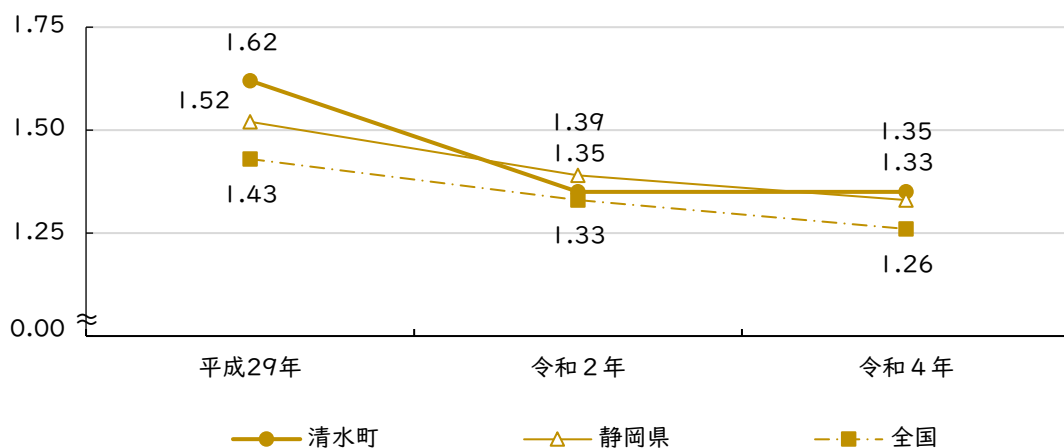
令和5年の出生率（対人口千人）を母親の年齢区分別にみると、「25～29歳」、「30～34歳」において90を超えて高くなっています。平成30年と比較すると、「20～24歳」、「25～29歳」が平成30年の方が高く、「30～34歳」、「40～44歳」が令和5年の方が高いことから、出産時の母親の年齢が上がっていることがわかります。



資料：「人口動態調査」（年累計）

④合計特殊出生率の比較

令和4年の合計特殊出生率は、1.35となっています。静岡県や全国と比較すると、本町の合計特殊出生率は静岡県とほぼ同じ水準、全国よりやや高い水準であることがわかります。平成29年からの推移をみると、静岡県、全国は継続して低下傾向にあるものの、本町は令和2年から令和4年にかけて横ばいとなっています。

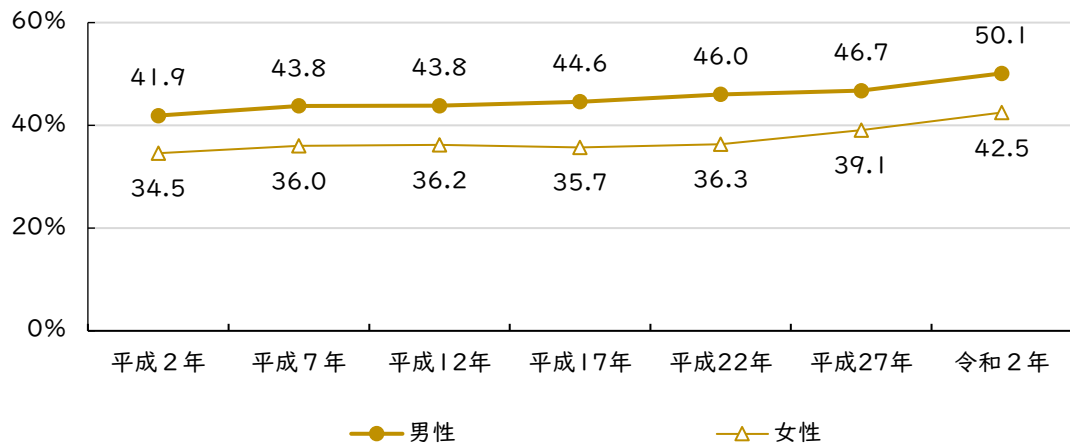


資料：清水町・静岡県・全国「人口動態調査」（年累計）

(3) 結婚

①性別未婚率の推移

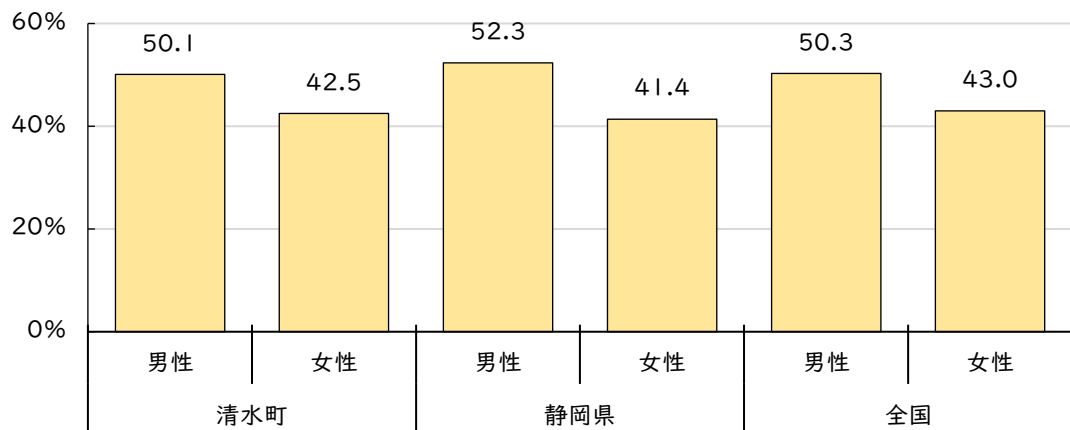
令和2年の未婚率を性別にみると、「男性」が50.1%、「女性」が42.5%となっています。平成2年からの推移をみると、いずれも上昇傾向にあります。



資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

②性別未婚率の比較（令和2年）

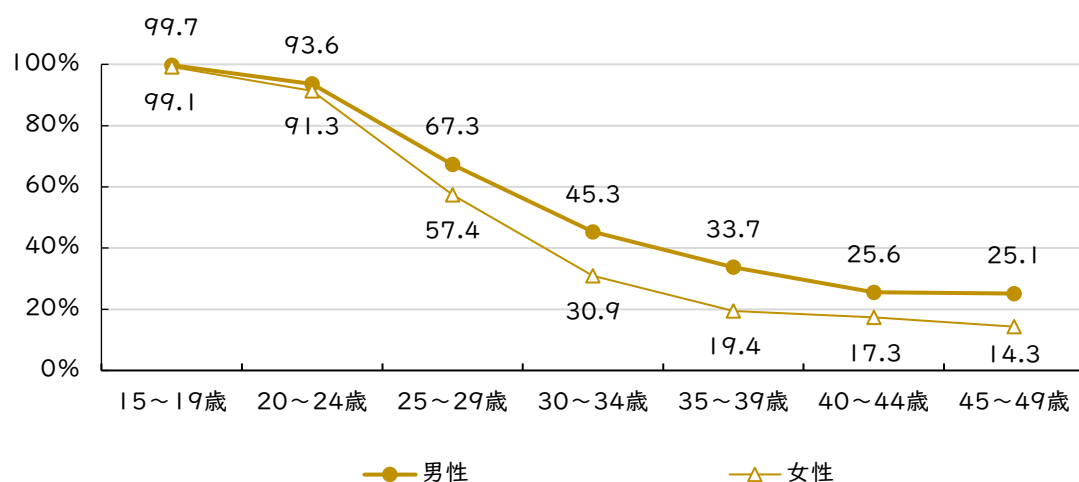
令和2年の性別未婚率を静岡県や全国と比較すると、男女ともに静岡県や全国とほぼ同じ水準であることがわかります。



資料：「国勢調査」（令和2年10月1日時点）

③性別・年齢区分別未婚率（令和2年）

令和2年の未婚率を性別・年齢区分別にみると、すべての年齢区分において「男性」の方が「女性」より高く、特に25歳以上においてその差が顕著にみられます。また、男女ともに年齢が高くなるほど未婚率が低くなる傾向にあるものの、「男性」は40代後半においても約4人に1人が未婚となっています。

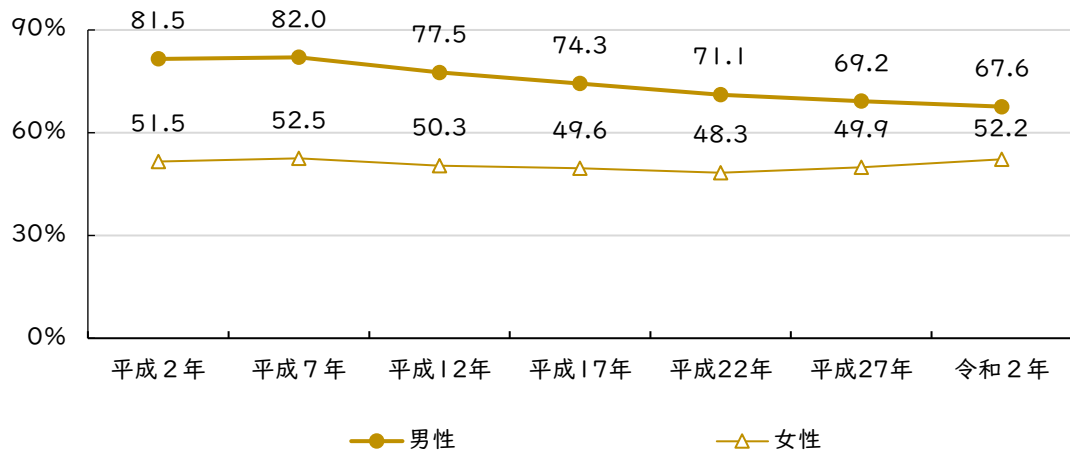


資料：「国勢調査」（令和2年10月1日時点）

(4) 就業

①性別就業率の推移

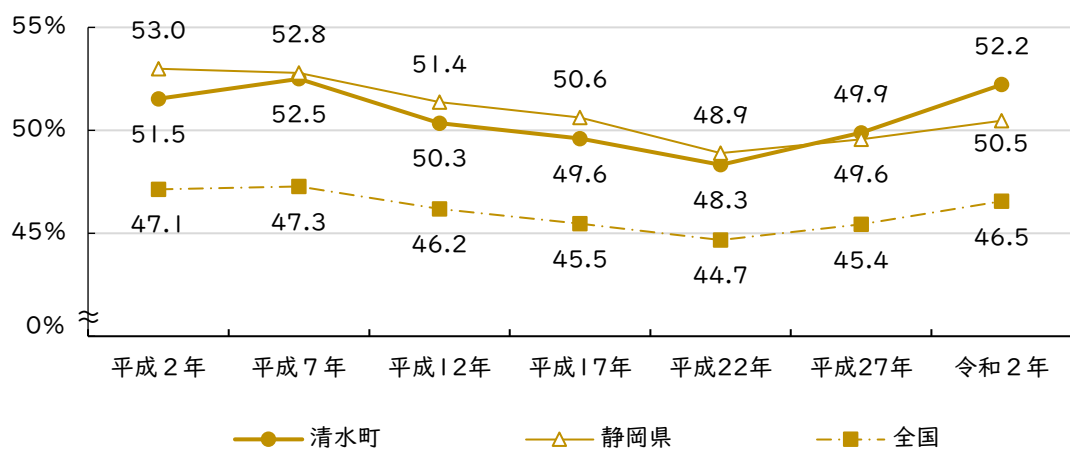
令和2年の就業率を性別にみると、「男性」が67.6%、「女性」が52.2%となっています。平成2年からの推移をみると、「男性」が低下傾向にあります。また、「女性」は平成22年まで低下傾向にあったものの、平成27年には上昇傾向に転じています。



資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

②女性の就業率の比較

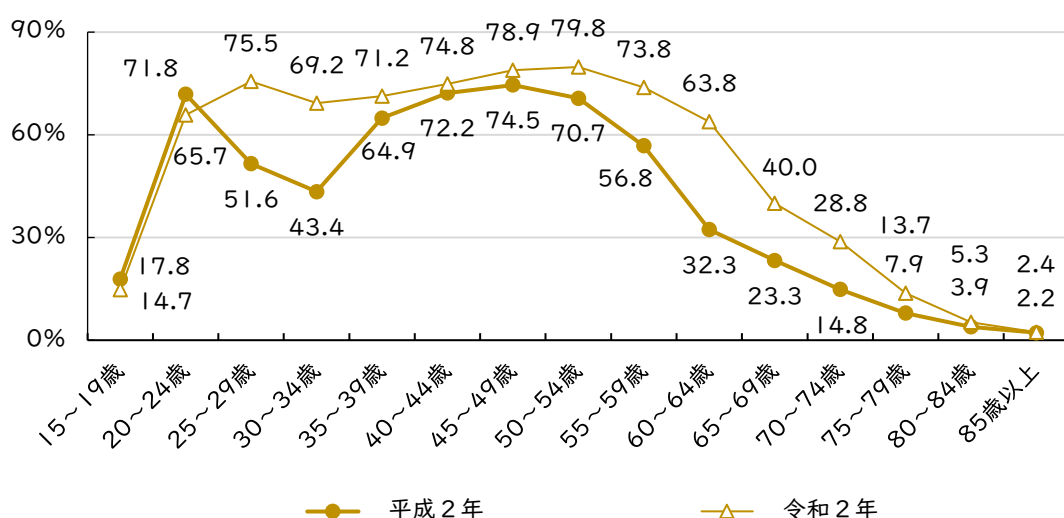
令和2年の女性の就業率を静岡県や全国と比較すると、本町の女性の就業率はやや高い水準であることがわかります。平成2年からの推移をみると、本町、静岡県、全国ともに、平成22年まで低下傾向にあったものの、平成27年には上昇傾向に転じています。



資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

③年齢区分別女性の就業率の推移

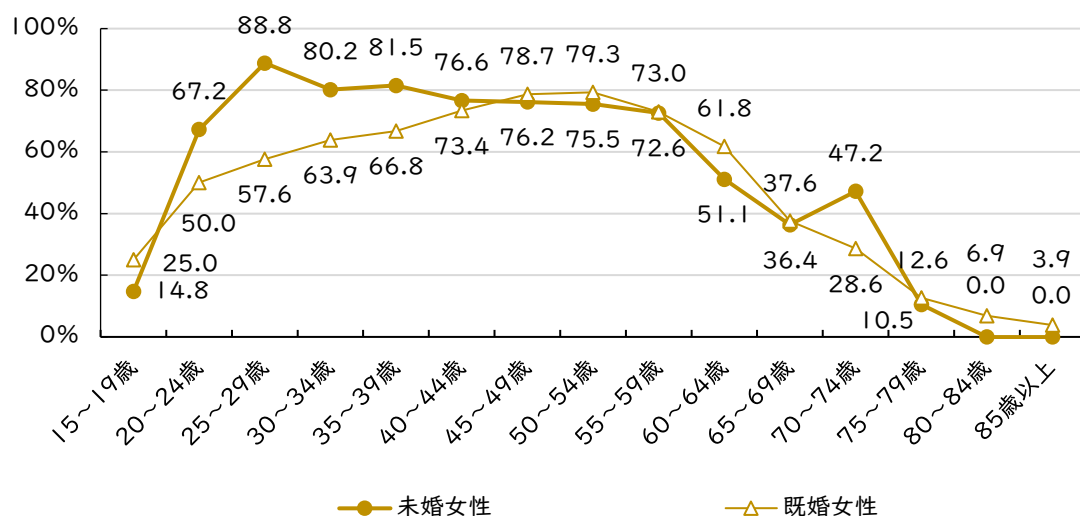
令和2年の女性の就業率を年齢区分別にみると、「20～24歳」～「60～64歳」において6割を超えて高くなっています。平成2年と比較すると、「25～29歳」、「30～34歳」、「60～64歳」において令和2年の方が20ポイント以上高くなっています。結婚、出産、育児のため一度就業を退き（25～34歳）、子育てが一段落したところに再び就業する（40歳以降）という、いわゆる“M字曲線”は見られますが、なだらかに改善されつつあり、保育施設の充実等を背景に、結婚、出産、育児の中でも就業を継続する女性も増えてきているといえます。



資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

④年齢区分別・婚姻状況別女性の就業率の推移（令和2年）

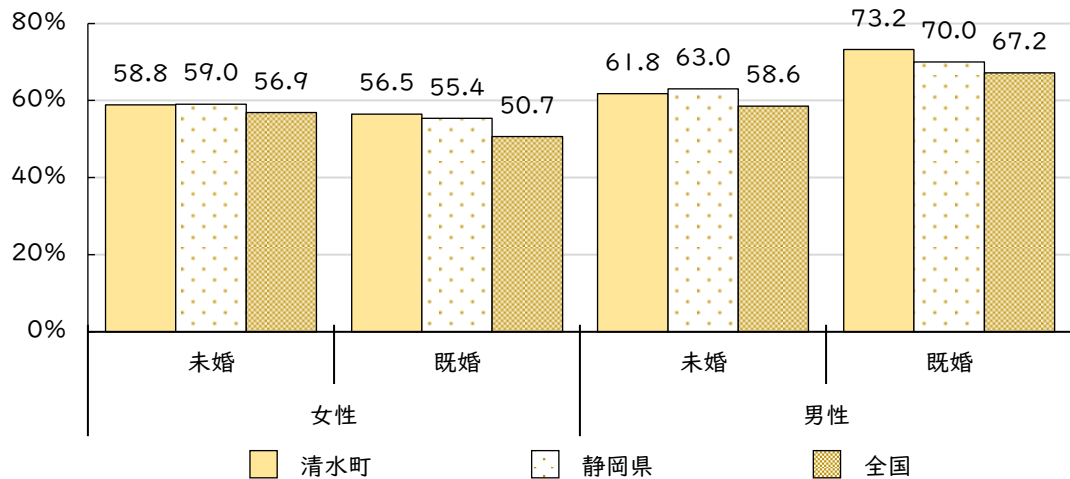
令和2年の女性の就業率を年齢区分別・婚姻状況別にみると、20～39歳、70～74歳において「未婚女性」の方が「既婚女性」より高くなっています。



資料：「国勢調査」（令和2年10月1日時点）

⑤性別・婚姻状況別就業率の比較（令和2年）

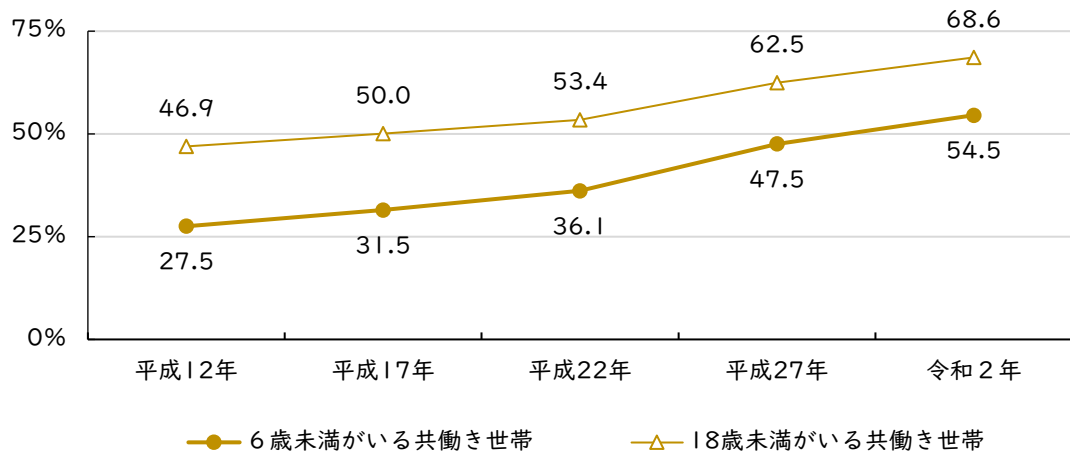
令和2年の性別・婚姻状況別就業率を静岡県や全国と比較すると、男女ともに「未婚」が静岡県や全国とほぼ同じ水準、「既婚」が静岡県や全国より高い水準であることがわかります。



資料：「国勢調査」（令和2年10月1日時点）

⑥こどもがいる共働き世帯割合の推移

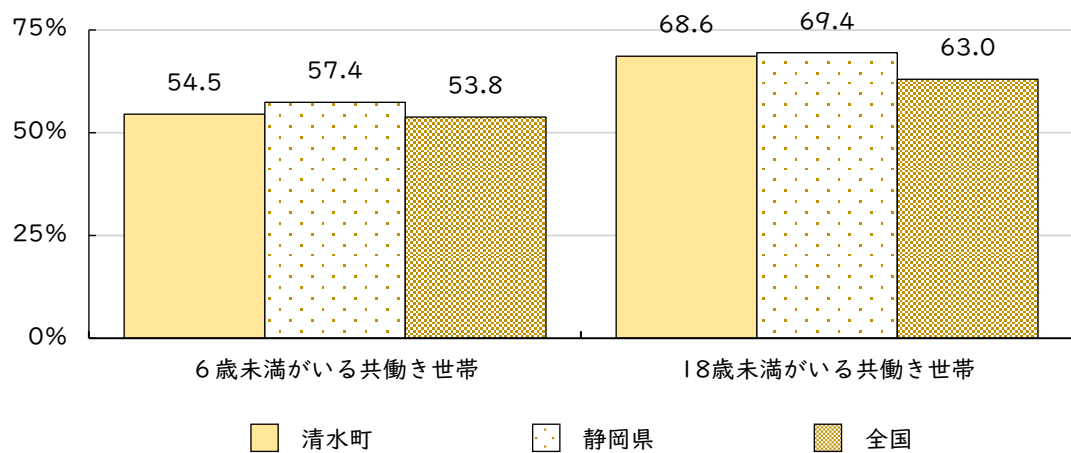
令和2年のこどもがいる共働き世帯割合は、「6歳未満がいる共働き世帯」が54.5%、「18歳未満がいる共働き世帯」が68.6%となっています。平成12年からの推移をみると、いずれも上昇傾向にあります。



資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

⑦こどもがいる共働き世帯割合の比較（令和2年）

令和2年のこどもがいる共働き世帯割合を静岡県や全国と比較すると、「6歳未満がいる共働き世帯」がほぼ同じ水準、「18歳未満がいる共働き世帯」が静岡県とほぼ同じ水準、全国より高い水準であることがわかります。

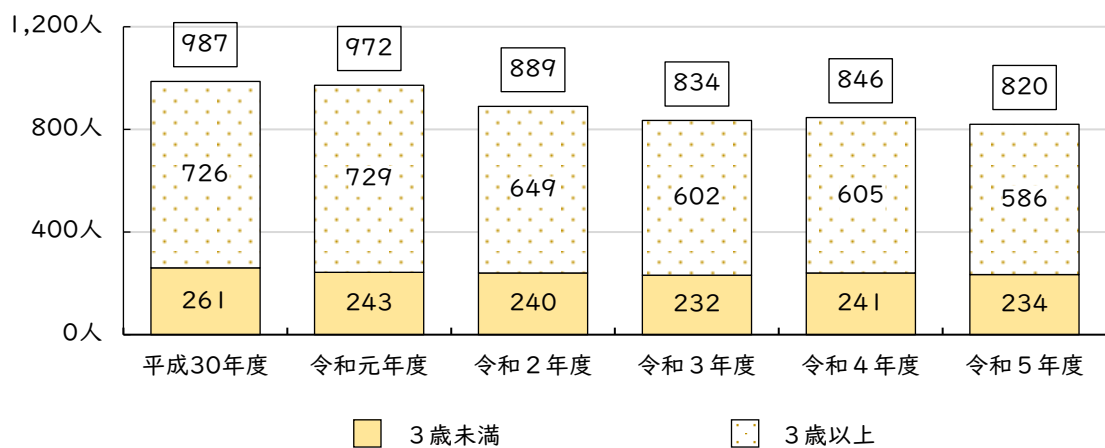


資料：「国勢調査」（令和2年10月1日時点）

(5) 教育・保育

①年齢区分別教育・保育施設利用児童数の推移

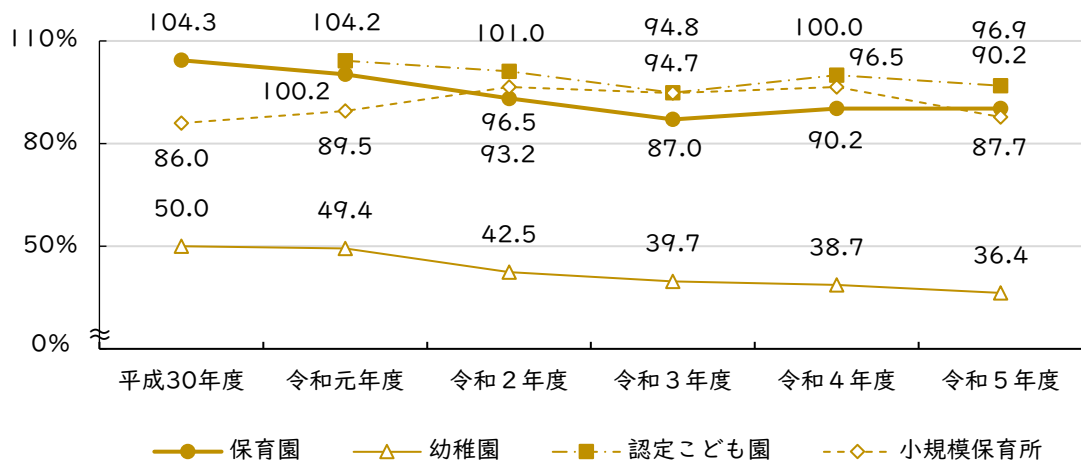
令和5年度の教育・保育施設利用児童数は820人で、内訳は「3歳未満」が234人、「3歳以上」が586人となっています。平成30年度からの推移をみると、教育・保育施設利用児童数は令和3年度まで減少傾向にあったものの、令和4年度以降は増減を繰り返しながら830人前後で推移しています。年齢区分別にみると、いずれも減少傾向にあります。特に「3歳以上」は、平成30年度からの5年間で140人減少しています。



資料：「主な施策の成果と予算の執行状況報告」（各年度10月1日時点）※幼稚園のみ5月1日時点

②教育・保育施設別定員充足率の推移

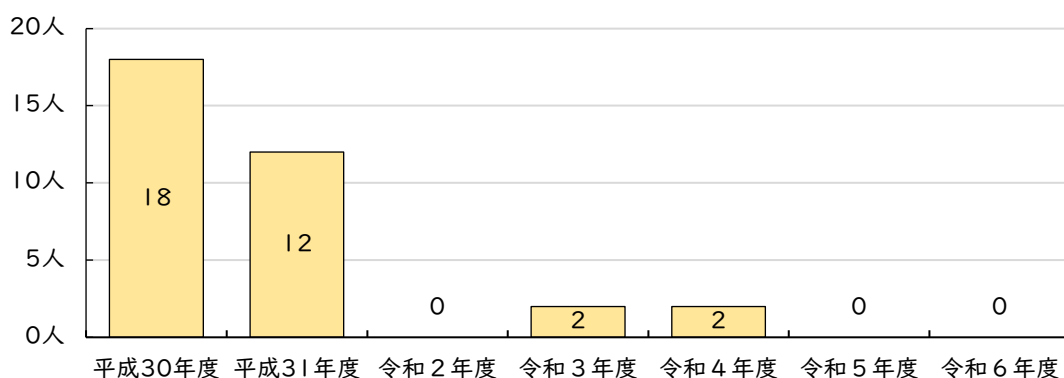
令和5年度の定員充足率を教育・保育施設別にみると、「認定こども園」が96.9%と最も高く、次いで「保育園」が90.2%、「小規模保育所」が87.7%などとなっています。平成30年度からの推移をみると、「保育園」、「認定こども園」、「小規模保育所」が8割台後半以上で推移しているものの、「幼稚園」は低下傾向にあります。



資料：「主な施策の成果と予算の執行状況報告」（各年度10月1日時点）※幼稚園のみ5月1日時点

③待機児童数の推移

令和6年度の待機児童数は、0人となっています。平成30年度からの推移をみると、平成30年・平成31年度には10人を超えていたものの、令和2年度以降は0～2人で推移しています。



資料：こども未来課（各年度4月1日時点）

④特別保育

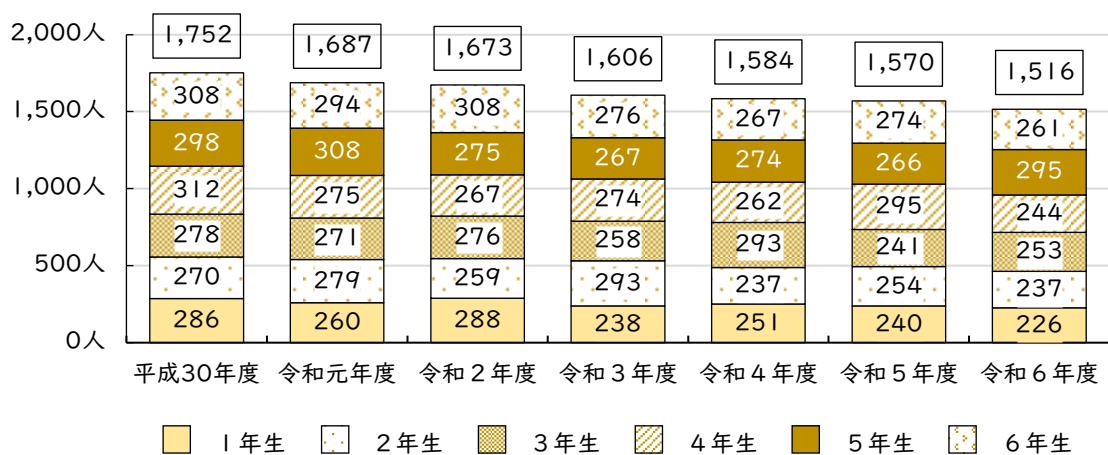
町内の教育・保育施設などでは、下表の通り、特別保育を行っています。

保育の種類	実施箇所数	実施施設名
乳児保育	8か所	清水保育所、南保育所、しいの木保育園、恵明キッズローズビレッジ、すこやか保育園、アドバンかわせみ保育園、伏見ぼんぼん保育園、柿田ぼんぼん保育園
延長保育（18時以降）	8か所	清水保育所、南保育所、しいの木保育園、恵明キッズローズビレッジ、すこやか保育園、アドバンかわせみ保育園、伏見ぼんぼん保育園、柿田ぼんぼん保育園
休日保育	1か所	しいの木保育園
一時保育	8か所	清水保育所、南保育所、しいの木保育園、恵明キッズローズビレッジ、すこやか保育園、アドバンかわせみ保育園、伏見ぼんぼん保育園、柿田ぼんぼん保育園
障がい児保育	5か所	清水保育所、南保育所、しいの木保育園、恵明キッズローズビレッジ、すこやか保育園
外国人児童保育	8か所	清水保育所、南保育所、しいの木保育園、恵明キッズローズビレッジ、すこやか保育園、アドバンかわせみ保育園、伏見ぼんぼん保育園、柿田ぼんぼん保育園
病児・病後児保育	3か所	しいの木保育園、恵明キッズローズビレッジ、すこやか保育園
園庭開放	4か所	清水幼稚園、清水北幼稚園、清水南幼稚園、清水西幼稚園
子育て支援センター	6か所	清水町子育て総合支援センター、清水保育所、南保育所、しいの木保育園、恵明キッズローズビレッジ、すこやか保育園

資料：こども未来課（令和6年度時点）

⑤学年別小学校に通っている児童数の推移

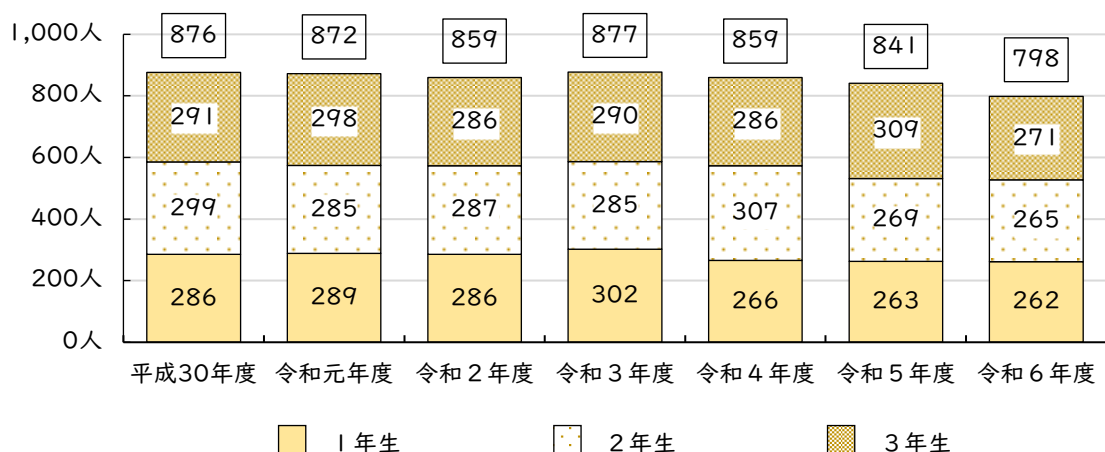
令和6年度の小学校に通っている児童数は1,516人で、内訳は「5年生」が295人と最も多く、次いで「6年生」が261人、「3年生」が253人などとなっています。平成30年度からの推移をみると、小学校に通っている児童数は減少傾向にあります。学年別にみると、すべての学年において減少傾向にあります。翌年度に学年が上がっても大きな増減がみられないことが多いものの、平成30年度の「1年生」が令和5年度に「6年生」になった時には12人も減少しています。



資料：「主な施策の成果と予算の執行状況報告」（各年度5月1日時点）

⑥学年別中学校に通っている生徒数の推移

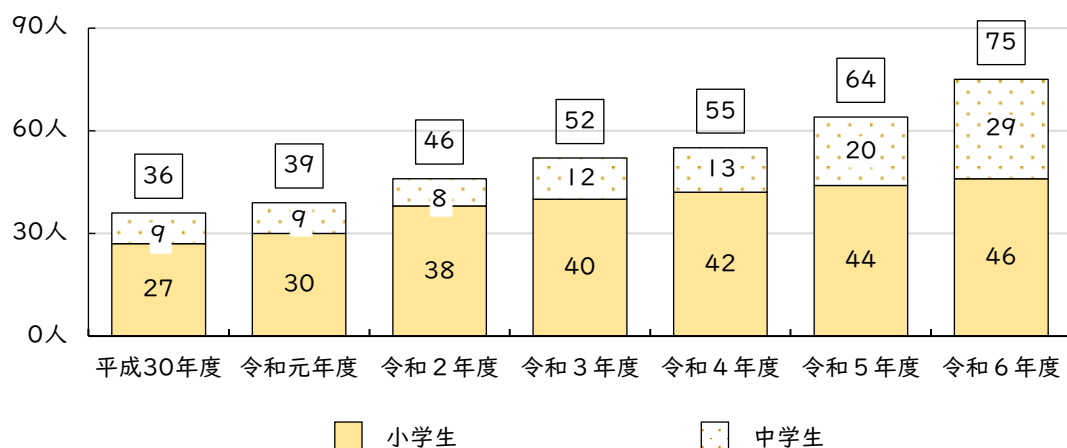
令和6年度の中学校に通っている生徒数は798人で、内訳は「1年生」が262人、「2年生」が265人、「3年生」が271人となっています。平成30年度からの推移をみると、中学校に通っている生徒数は減少傾向にあります。学年別にみると、すべての学年において減少傾向にあるものの、翌年度に学年が上がっても大きな減少はしていないことから、入学する「1年生」の減少が中学校に通っている生徒数の減少につながっていると考えられます。



資料：「主な施策の成果と予算の執行状況報告」（各年度5月1日時点）

⑦特別支援学級に通っている児童・生徒数の推移

令和6年度の特別支援学級に通っている児童・生徒数は75人で、内訳は「小学生」が46人、「中学生」が29人となっています。平成30年度からの推移をみると、特別支援学級に通っている児童・生徒数は増加傾向にあります。児童・生徒別にみると、いずれも増加傾向にあります。また、令和4年度まで「小学生」が特別支援学級に通っている児童・生徒数の7～8割を占めていたものの、令和5年度以降は「中学生」が大きく増加していることから、その割合は6割台にまで下がっています。

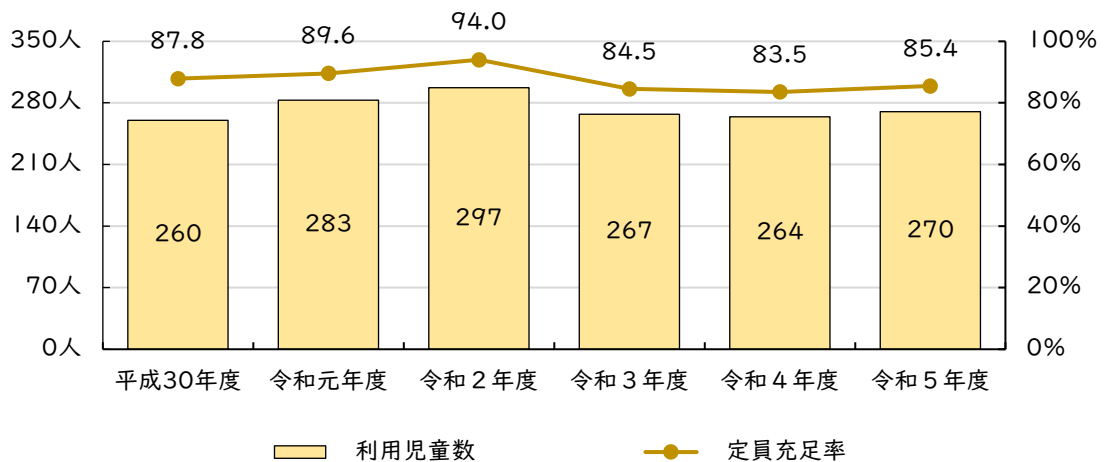


資料：「主な施策の成果と予算の執行状況報告」（各年度5月1日時点）

(6) 子育て支援

①放課後児童クラブの利用児童数・定員充足率

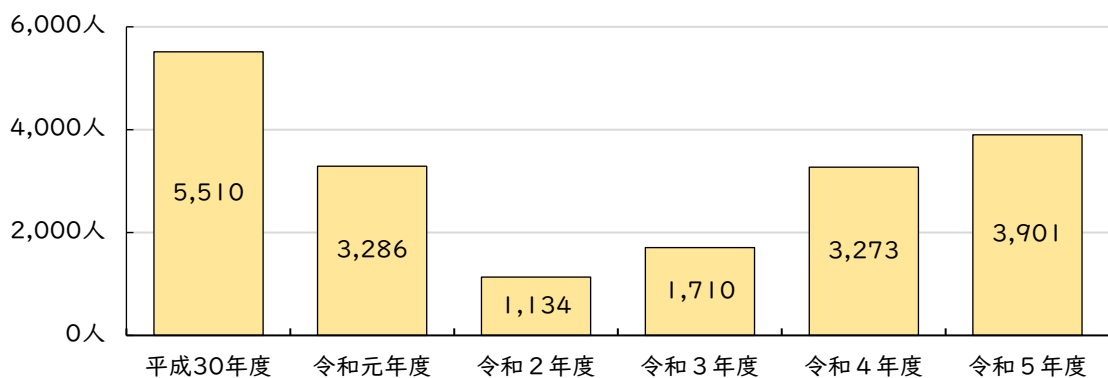
令和5年度の放課後児童クラブの利用児童数は270人、定員充足率は85.4%となっています。平成30年度からの推移をみると、放課後児童クラブの利用児童数は令和2年度まで増加傾向にあったものの、令和3年度以降は267人前後で推移しています。定員充足率は令和2年度に9割を超えていたものの、80%台で推移することが多くなっています。



資料：「主な施策の成果と予算の執行状況報告」（年間平均登録児童数）

②児童館利用者数の推移

令和5年度の児童館利用者数は、3,901人となっています。平成30年度からの推移をみると、令和2年度まで減少傾向にあったものの、令和3年度には増加傾向に転じています。



資料：「清水町社会福祉協議会資料」（各年度末時点）

③公園

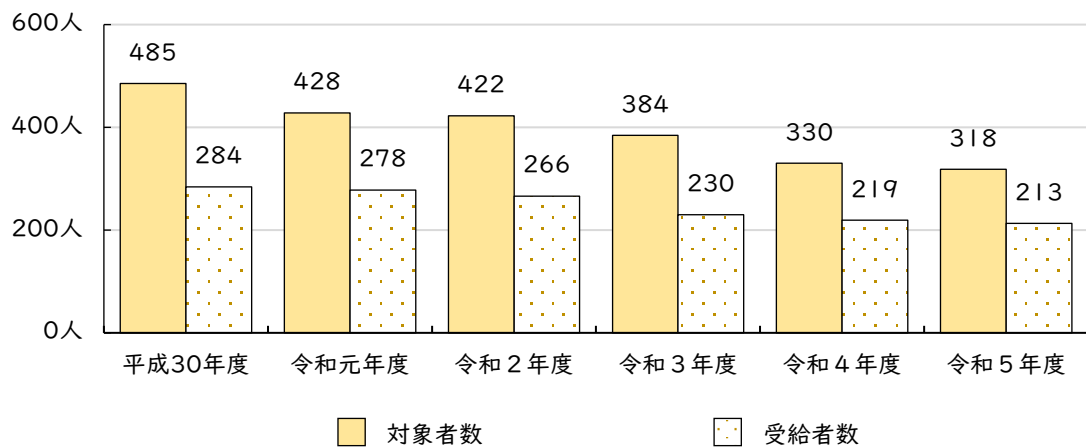
町内には、24か所の公園があります。

公園名称	遊具	水道	駐車場	トイレ	車イス トイレ
総合運動公園	◎	◎	◎	◎	◎
柿田川公園	×	◎	◎	◎	◎
本城山公園	×	◎	◎	◎	×
狩野川ふれあい広場	×	◎	◎	◎	×
丸池公園	×	◎	◎	◎	◎
伏見児童遊園地	◎	◎	×	◎	×
新宿児童遊園地	◎	◎	×	◎	×
玉川児童遊園地	◎	◎	×	◎	×
旧道広場	◎	◎	◎	◎	◎
長沢児童遊園地	◎	◎	×	◎	×
八幡児童遊園地	◎	◎	×	◎	×
柿田児童遊園地	◎	◎	×	◎	×
久米田児童遊園地	◎	◎	×	◎	×
堂庭児童遊園地	◎	◎	×	◎	×
戸畑児童遊園地	◎	◎	×	◎	×
湯川児童遊園地	◎	◎	×	◎	×
的場児童遊園地	◎	◎	×	◎	×
下徳倉児童遊園地	◎	◎	×	◎	×
中徳倉公園	◎	◎	×	◎	×
外原児童遊園地	◎	◎	×	◎	×
外原公園	×	◎	◎	×	×
徳倉コミュニティー広場	×	◎	×	×	×
上徳倉児童遊園地	◎	◎	×	◎	×
杉沢公園	◎	◎	×	◎	×

資料：都市計画課（令和6年度時点）

④児童扶養手当の対象者数・受給者数の推移

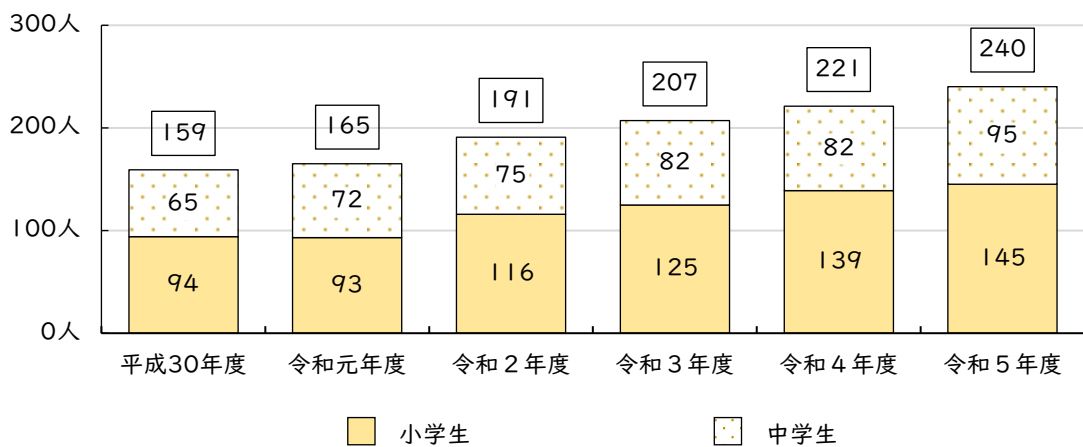
令和5年度の児童扶養手当の対象者数は318人、受給者数は213人となっています。平成30年度からの推移をみると、いずれも減少傾向にあります。



資料：「児童扶養手当名簿（庁内資料）」（各年度末時点）

⑤就学援助認定者数の推移

令和5年度の就学援助認定者数は240人で、内訳は「小学生」が145人、「中学生」が95人となっています。平成30年度からの推移をみると、就学援助認定者数は増加傾向にあります。児童・生徒別にみると、いずれも増加傾向にあります。特に「小学生」は、令和2年度に前年度より23人増加したこともあり、平成30年度からの5年間で51人増加しています。

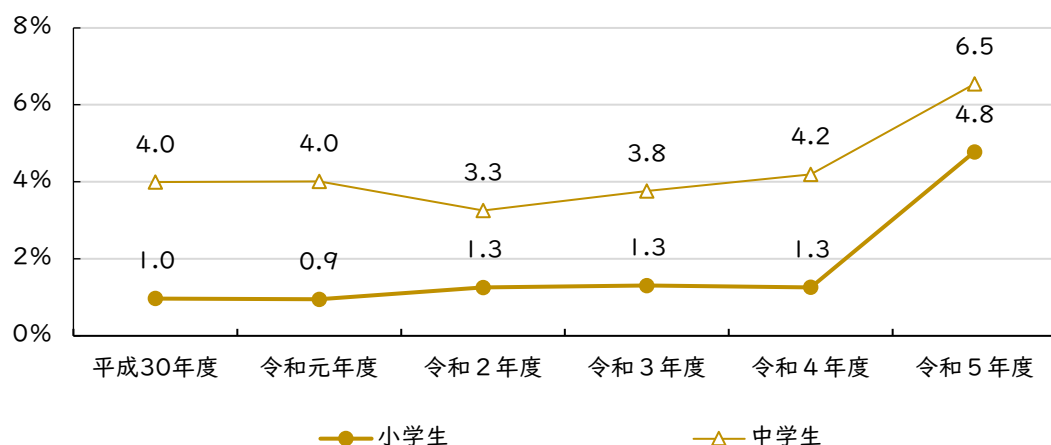


資料：「主な施策の成果と予算の執行状況報告」（各年度末時点）

(7) こどもが抱える課題

①不登校児童・生徒割合の推移

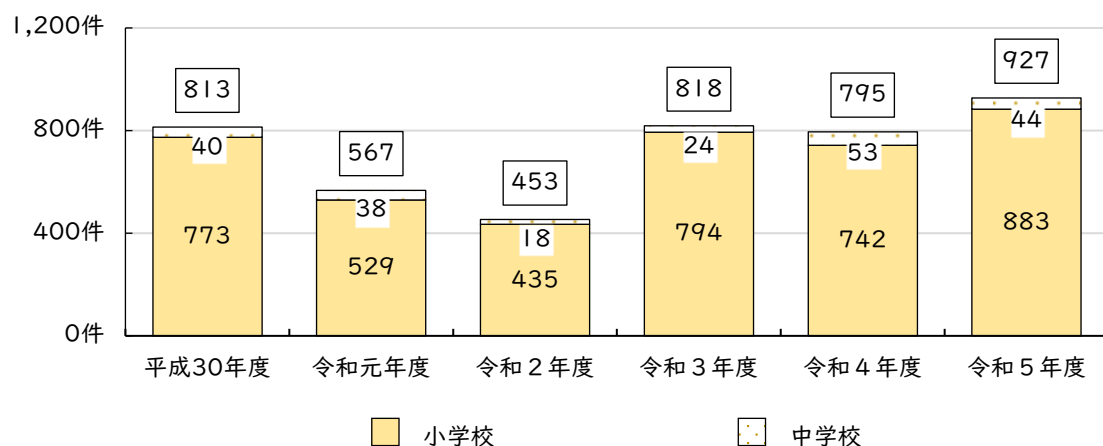
令和5年度の不登校児童・生徒割合は、「小学生」が4.8%、「中学生」が6.5%となっています。平成30年度からの推移をみると、「小学生」、「中学生」ともに令和4年度まで大きな変化がみられなかったものの、令和5年度に大きく上昇しています。



資料：教育総務課（各年度末時点）

②いじめ認知件数の推移

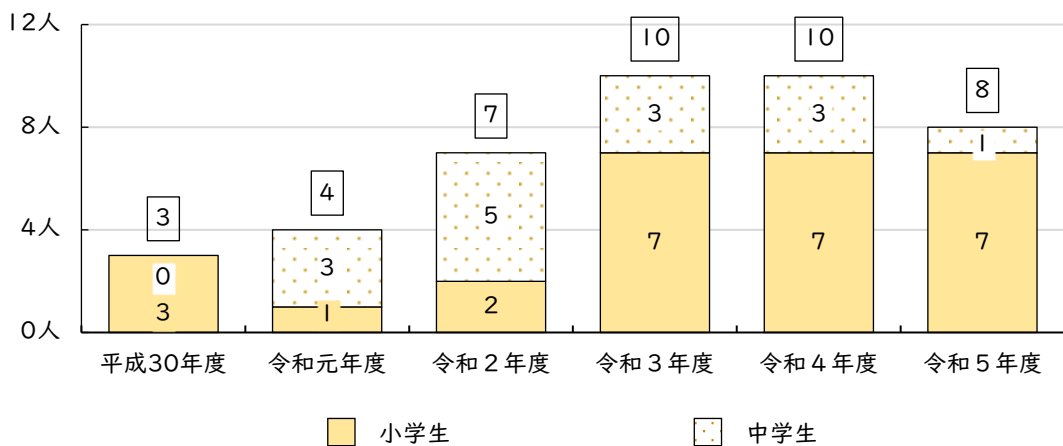
令和5年度のいじめ認知件数は927件で、内訳は「小学校」が883件、「中学校」が44件となっています。平成30年度からの推移をみると、いじめ認知件数は令和元年度・令和2年度に大きく減少したものの、令和3年度以降は平成30年度とほぼ同じ水準または平成30年度より高い水準となっています。学校別にみると、「小学校」がいじめ認知件数の9割以上を占める傾向が続いています。また、平成30年度と比較した場合の増加幅も110件と、「中学校」（4件）より大幅に多くなっています。



資料：教育総務課（各年度末時点）

③要保護児童・生徒数の推移

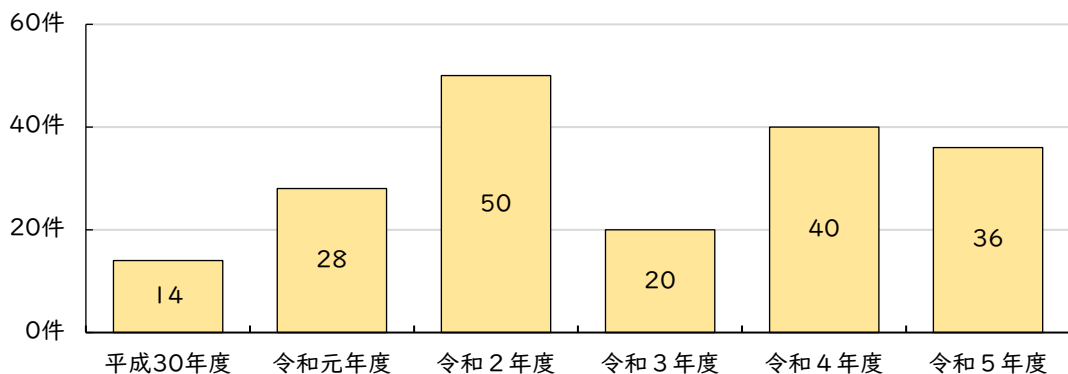
令和5年度の要保護児童・生徒数は8人で、内訳は「小学生」が7人、「中学生」が1人となっています。平成30年度からの推移をみると、要保護児童・生徒数は令和3年度まで増加傾向にあったものの、令和4年度以降は横ばい～減少傾向に転じています。児童・生徒別にみると、いずれも年によって増減しており、平成30年度と比較して「小学生」は4人増、「中学生」は1人増となっています。また、令和元年度・令和2年度以外は「小学生」が要保護児童・生徒数の7割以上を占めているものの、令和元年度・令和2年度は「中学生」が7割以上を占めています。



資料：教育総務課（各年度末時点）

④児童虐待通告件数の推移

令和5年度の児童虐待通告件数は、36件となっています。平成30年度からの推移をみると、令和2年まで増加傾向にあったものの、令和3年度に大きく減少し、令和4年度に再度増加しています。



資料：「福祉行政報告例の年度毎の児童相談所での虐待受理件数の内、清水町在住の数をカウント（東部児童相談所資料）」
（各年度末時点）

2 アンケート調査結果からみえる現状

■ アンケート調査の目的

第3期子ども・子育て事業計画策定にあたり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握するため、アンケート調査を実施しました。

■ アンケート調査の方法

	項目	内容
就学前調査	調査方法	施設配布・郵送配布、施設回収・郵送回収・インターネット回収
	調査対象	町内に居住する就学前児童の保護者
	調査期間	令和6年7月4日～8月19日

	項目	内容
就学児調査	調査方法	施設配布、施設回収・インターネット回収
	調査対象	町内の小学校に通う小学1年生～小学4年生の保護者
	調査期間	令和6年7月4日～7月21日

■ 回収状況

	対象数	回収数	無効票	有効回収数	有効回収率
就学前調査	700人	389票 (施設・郵送129票・インターネット260票)	1票	388票	55.4%

	対象数	回収数	無効票	有効回収数	有効回収率
就学児調査	720人	452票 (施設117票・インターネット335票)	0票	452票	62.8%

※アンケート調査票にIDを掲載し、このIDをインターネットで回答する際のログインIDとして利用しました。回収終了後、施設・郵送回収分とインターネット回収分でIDが重複していないかを確認しています。

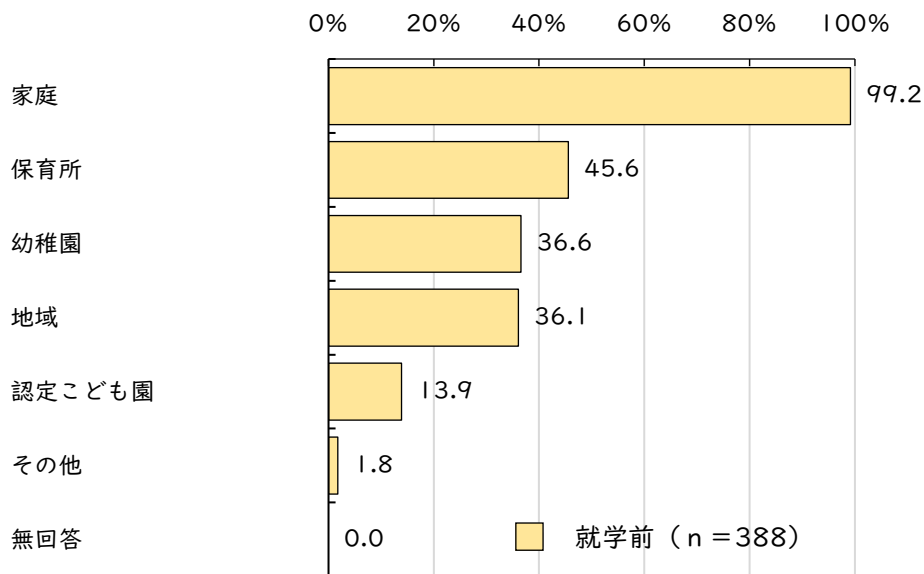
■ このアンケート調査結果の見方

- ・当該質問に回答した方の実数（回答母数）を表記する場合は「n」と表示しています。
- ・集計結果の%表示は、小数点以下第2位を四捨五入してあるため、構成比の合計がちょうど100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答できる質問の場合は、すべての構成比の合計がちょうど100.0%にならない場合があります。
- ・スペースの関係上、選択肢を省略している箇所があります。

(1) こどもの育ちをめぐる環境について

①子育て（教育を含む）に影響すると思われる環境（複数回答可）

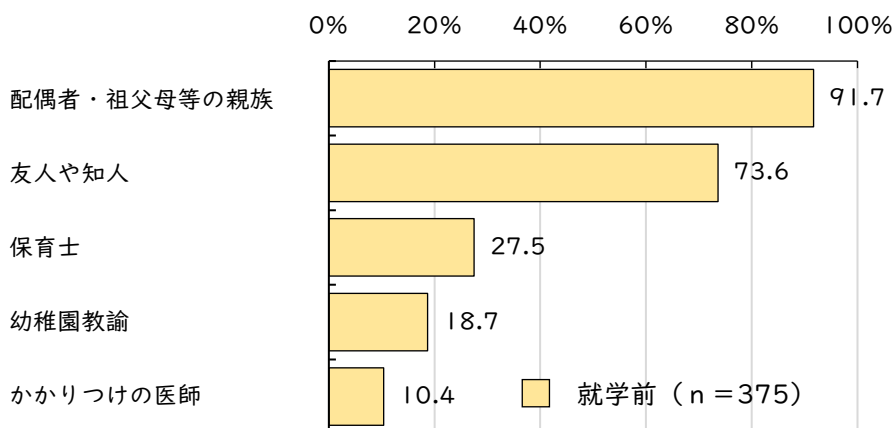
「家庭」が99.2%と最も多く、次いで「保育所」が45.6%、「幼稚園」が36.6%などとなっています。



※就学前調査のみの設問

②子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先（複数回答可：上位5項目）

「配偶者・祖父母等の親族」が91.7%と最も多く、次いで「友人や知人」が73.6%、「保育士」が27.5%などとなっています。

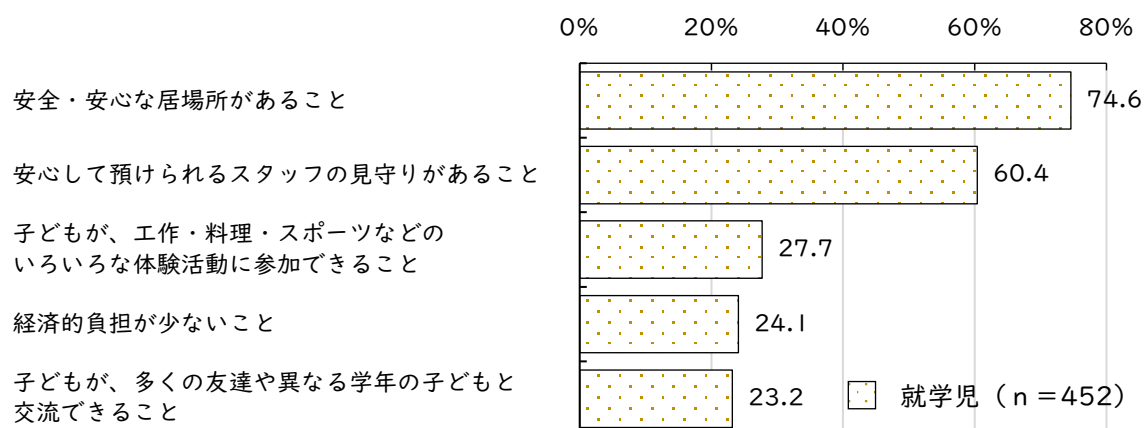


※就学前調査のみの設問で、気軽に相談できる先が「いる／ある」と回答した方のみ

(2) 宛名のお子さまの小学校就学後の放課後の過ごし方について

①こどもの放課後の施策について期待すること（複数回答可：上位5項目）

「安全・安心な居場所があること」が74.6%と最も多く、次いで「安心して預けられるスタッフの見守りがあること」が60.4%、「子どもが、工作・料理・スポーツなどのいろいろな体験活動に参加できること」が27.7%などとなっています。



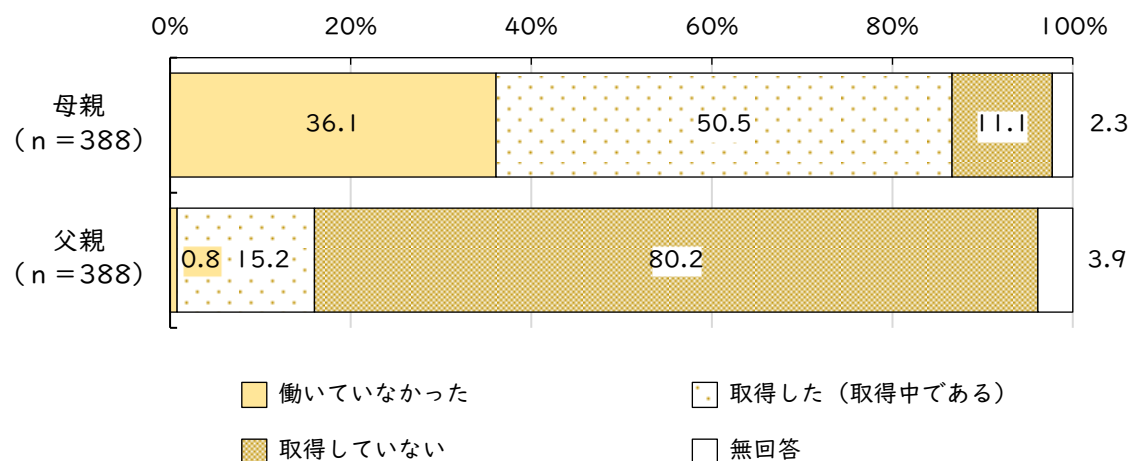
※就学児調査のみの設問

(3) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

①対象のこどもが生まれた時の育児休業の取得状況

母親は、「取得した（取得中である）」が50.5%と最も多く、次いで「働いていなかった」が36.1%、「取得していない」が11.1%となっています。

父親は、「取得していない」が80.2%と最も多く、次いで「取得した（取得中である）」が15.2%、「働いていなかった」が0.8%となっています。

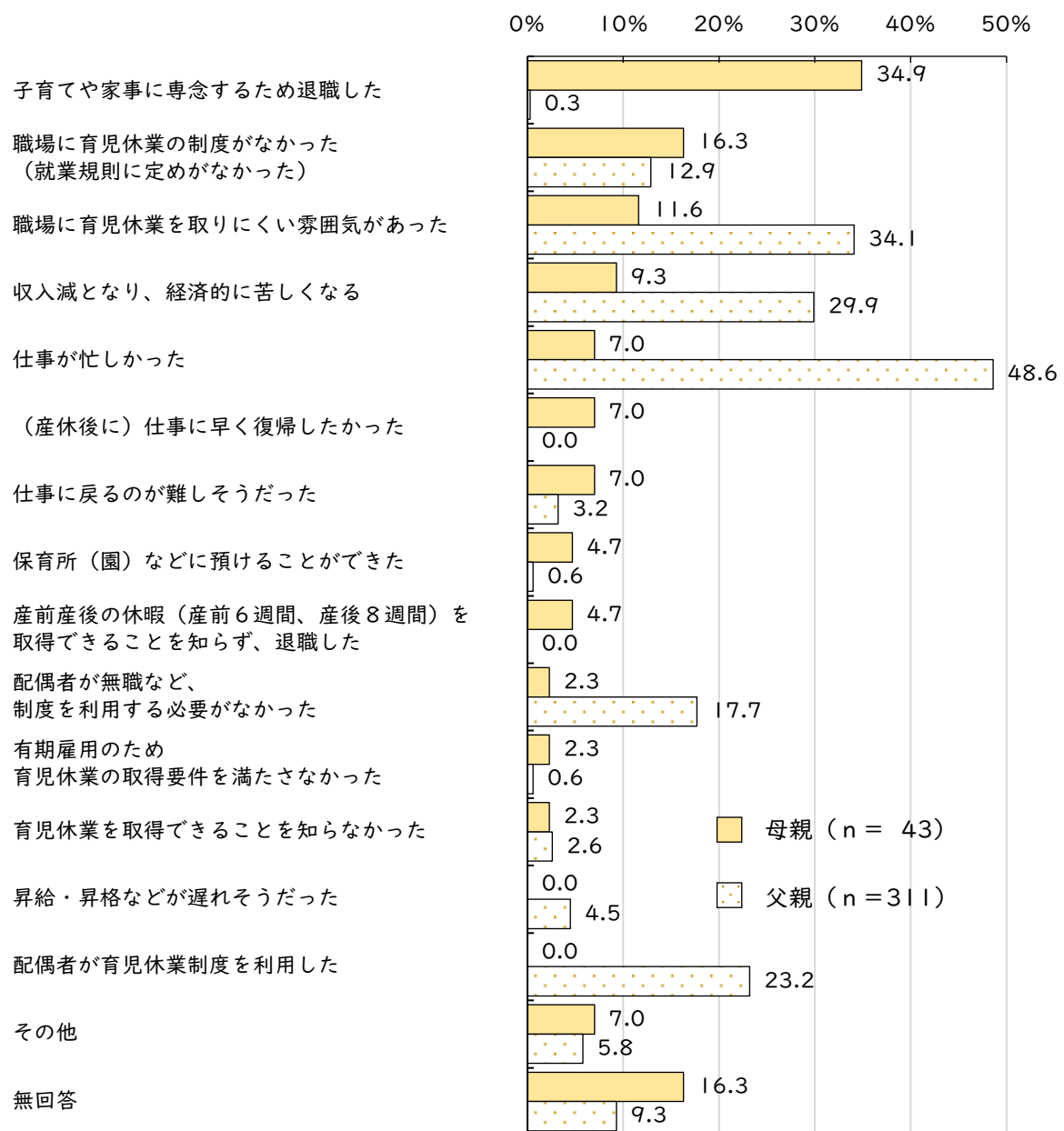


※就学前調査のみの設問で、「母親」、「父親」がいると回答した方のみ

②対象のこどもが生まれた時に育児休業を取得していない理由（複数回答可）

母親は、「子育てや家事に専念するため退職した」が34.9%と最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が16.3%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が11.6%などとなっています。

父親は、「仕事が忙しかった」が48.6%と最も多く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が34.1%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が29.9%などとなっています。



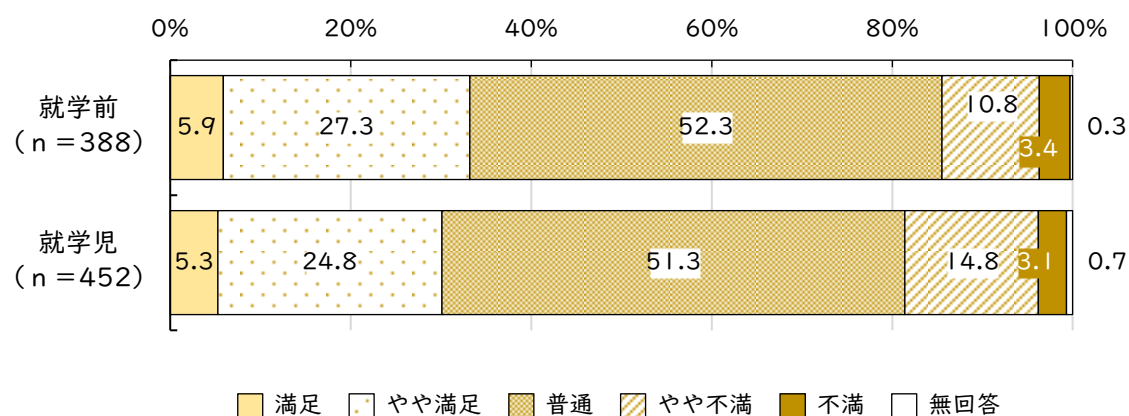
※就学前調査のみの設問で、育児休業を「取得していない」と回答した方のみ

(4) こどもや子育ての全体について

①町の子育て環境や支援への満足度

【就学前】『満足』(満足+やや満足)は33.2%、『不満』(不満+やや不満)は14.2%となっています。

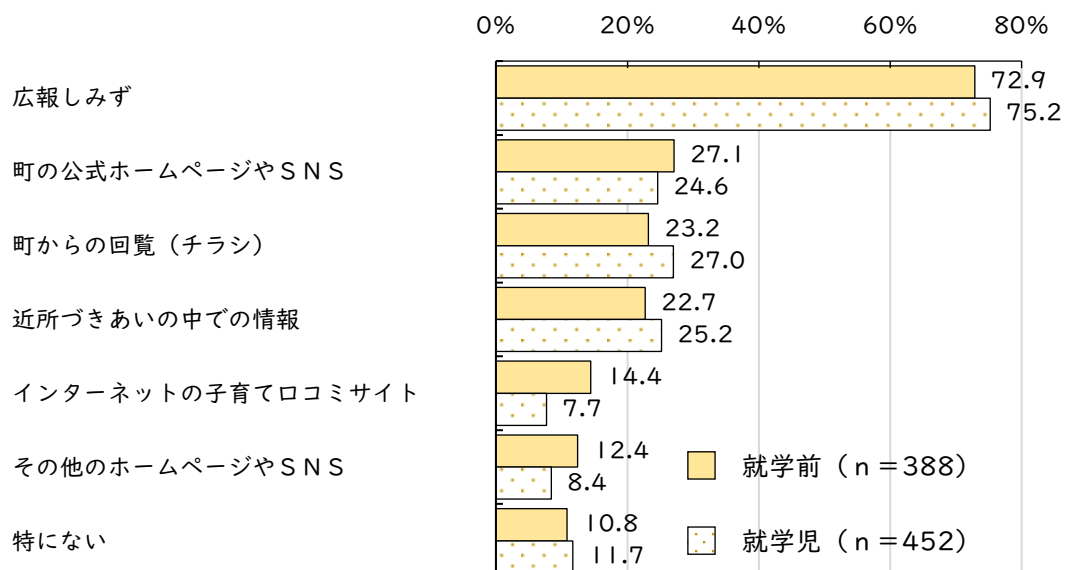
【就学児】『満足』は30.1%、『不満』は17.9%となっています。



②子育て支援に関する事業や動向の情報の主な入手先(複数回答可：上位7項目)

【就学前】「広報しみず」が72.9%と最も多く、次いで「町の公式ホームページやSNS」が27.1%、「町からの回覧(チラシ)」が23.2%などとなっています。

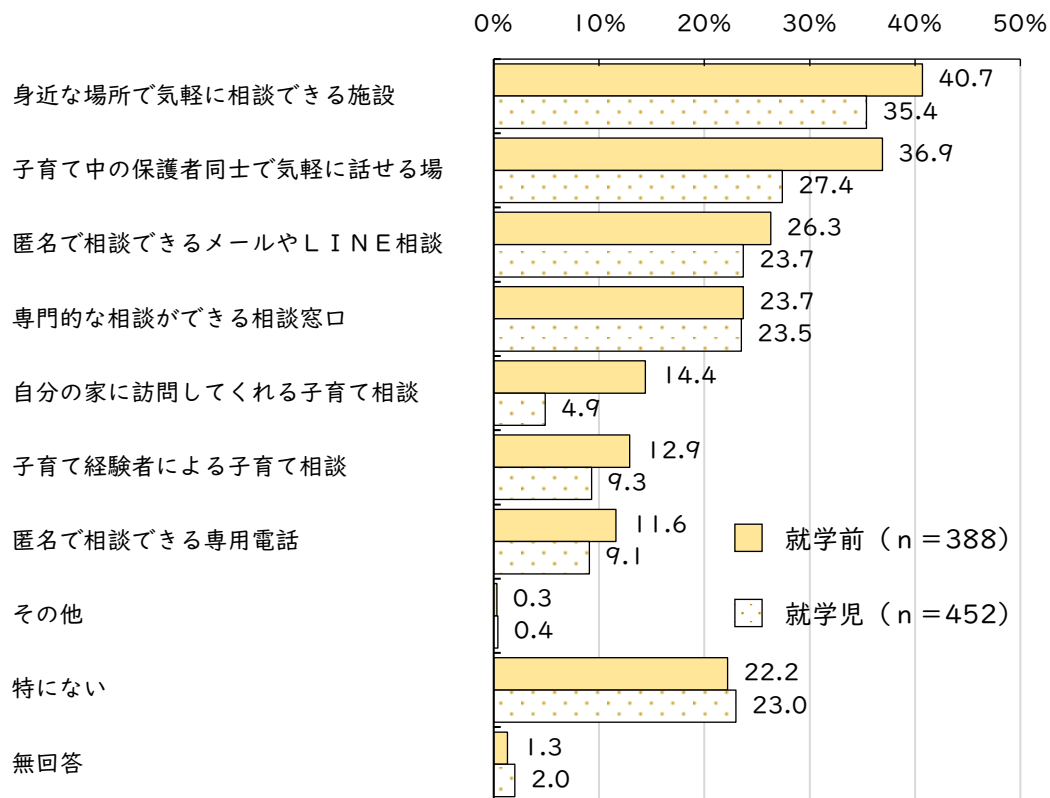
【就学児】「広報しみず」が75.2%と最も多く、次いで「町からの回覧(チラシ)」が27.0%、「近所づきあいの中での情報」が25.2%などとなっています。



③子育てで不安や悩みを感じた時に、あればよい（よかった）相談先（複数回答可）

【就学前】「身近な場所で気軽に相談できる施設」が40.7%と最も多く、次いで「子育て中の保護者同士で気軽に話せる場」が36.9%、「匿名で相談できるメールやLINE相談」が26.3%などとなっています。

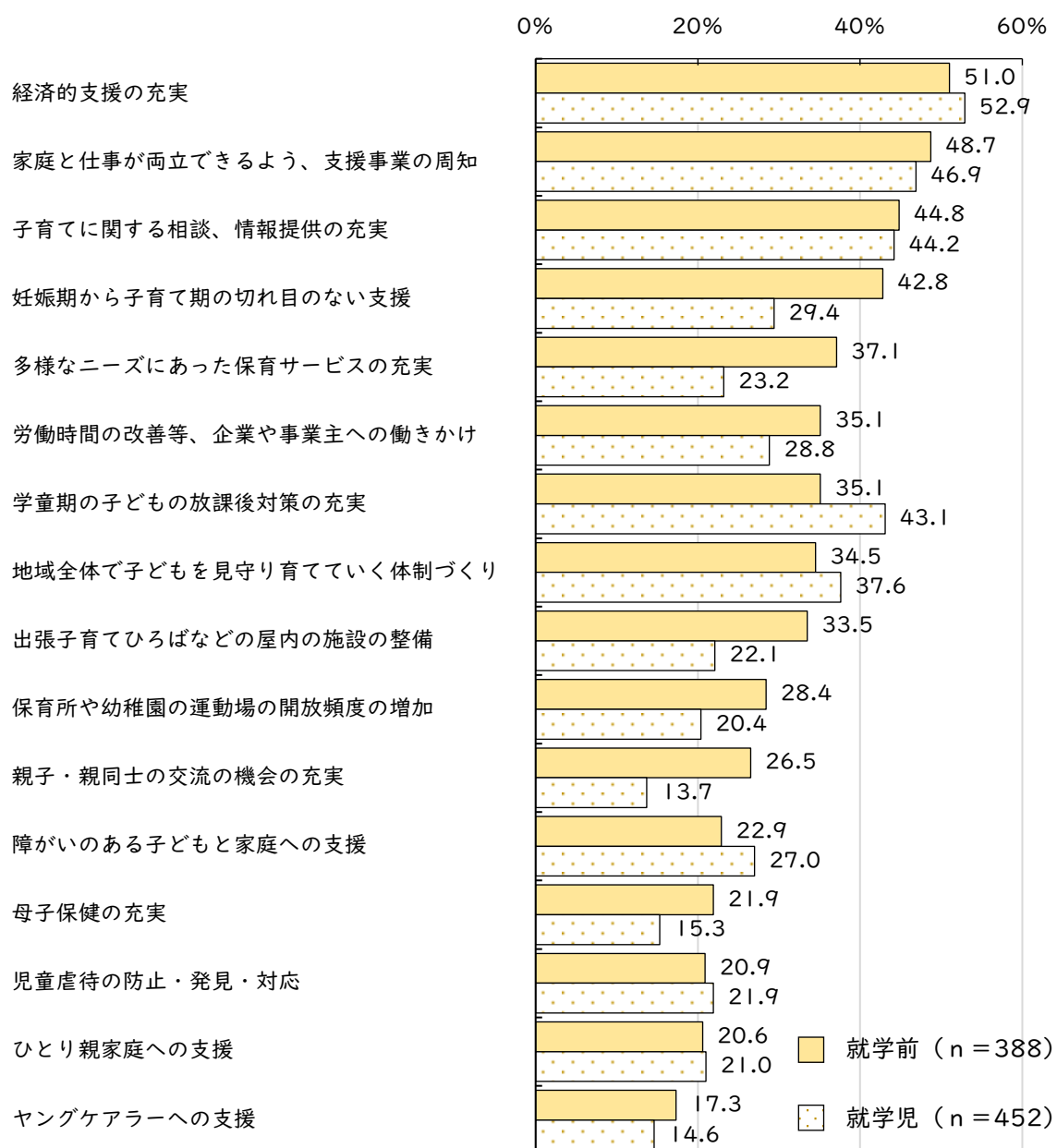
【就学児】「身近な場所で気軽に相談できる施設」が35.4%と最も多く、次いで「子育て中の保護者同士で気軽に話せる場」が27.4%、「匿名で相談できるメールやLINE相談」が23.7%などとなっています。



④子育てについて考えた時、町の子育て支援策に期待すること・重要なこと
(複数回答可：上位16項目)

【就学前】「経済的支援の充実」が51.0%と最も多く、次いで「家庭と仕事が両立できるよう、支援事業の周知」が48.7%、「子育てに関する相談、情報提供の充実」が44.8%などとなっています。

【就学児】「経済的支援の充実」が52.9%と最も多く、次いで「家庭と仕事が両立できるよう、支援事業の周知」が46.9%、「子育てに関する相談、情報提供の充実」が44.2%などとなっています。



3 こどもや子育て家庭を取り巻く現状と課題

第2期計画における施策の評価や統計データ、アンケート調査結果を踏まえ、第2期計画の基本目標ごとに課題を整理しました。

(1) 地域で支え合う子育て家庭への支援

- 町のこどもの人数は、減少傾向が続いています。出生数はわずかに前年を上回る年が続いているものの、長い目で見ると減少傾向にあります。また、女性の社会進出などを背景に女性の出産年齢が上がっていることから、女性が一生で産むこどもの数も減っています。
- 核家族世帯や単身世帯が増加していることで、1世帯あたり人員は減少傾向にあります。大家族で暮らし、保護者が祖父母や親族などの協力を得ながら子育てをしていた頃とは大きく状況が異なりつつあります。
- ひとり親世帯は近年減少傾向にありますが、数世帯の減少に留まっています。また、ひとり親世帯の8割以上が母子世帯という状況には変わりありません。
- 医療機関と連携して、妊婦健康診査や産婦健康診査の機会にフォローが必要な妊産婦を把握することで、母子の心身の健康を守るため、早い段階で介入できるように努めています。
- 保護者の負担軽減のため、緊急時対応やリフレッシュを目的とした1日単位での預かり保育を保育所や認定こども園などで実施しているものの、人手不足のために受け入れが難しいこともあります。
- 令和6年度に「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」を、一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」とし、妊娠・出産期から子育て期まで一貫して利用できる相談・支援の場としました。専門的な知識がある保健師や子ども家庭支援員が対応しています。アンケート調査では、子育てで不安や悩みを感じた時にあればよい（よかった）相談先として、就学前調査・就学児調査ともに「身近な場所で気軽に相談できる施設」が最も多くなっていることから、「こども家庭センター」がその役割を担うことができるように努めます。
- アンケート調査では、子育て支援に関する事業や動向の主な入手先として、「広報しみず」が最も多く、「町の公式ホームページやSNS」、「町からの回覧（チラシ）」、「近所づきあいの中での情報」が上位となっています。
- 制度改正により、令和6年10月分から児童手当の対象が高校生年代まで引き上げられたとともに、所得制限が撤廃されました。
- 町で不妊・不育症治療費助成を行っていますが、令和6年度からは静岡県不妊治療費（先進医療）助成制度が開始されたことから、町の制度とあわせて周知を図る必要があります。
- 医師不足で町独自の地域救急医療体制を確保することは困難であるため、近隣市町との協働で地域救急医療体制の維持に努める必要があります。
- 第2期計画期間中に新たに産後ケア事業を開始し、町内外で6か所の医療機関等に協力していただいています。しかし、協力機関がまだ少ないことから、新規機関を開拓していく必要があります。
- 児童虐待通告件数は年度によって増減を繰り返しており、平成30年度～令和5年度の平均年間件数は31件となっています。特に新型コロナウイルス感染症が感染拡大していた令和2年度では50件と、ひととき多くなっています。

(2) こどもにとって良質な教育・保育の提供

- 教育・保育施設利用児童数は減少傾向にあるものの、3歳以上児に比べると3歳未満児は減少幅が小さいことから、3歳未満児の保育の需要の高さがうかがえます。
- 定員充足率は、保育所や認定こども園、小規模保育所において8割以上を維持している一方で、幼稚園においては4割を下回っています。この背景には、共働き世帯の増加があり、預かり時間の短い幼稚園の利用希望が少なくなっていると推察されます。
- 勤務先などの事情で町外の保育所を希望する保護者のために他市町と連絡調整を行ってきましたが、他市町においても入所希望者が増加傾向にあり、希望通り入所することが難しくなってきました。
- 保護者の経済的負担を軽減するため、町の保育認定の保育料は国が定める保育料基準額の約4割～5割を軽減して設定しています。
- 町内の教育・保育施設では、保護者の子育ての負担などを軽減するため、乳児保育や延長保育、休日保育、一時保育などの特別保育を実施しています。
- 保育所では延長保育としてこどもを19時まで預かっていますが、人手不足のため、保育士の負担が大きくなっています。また、保護者のニーズに応じて19時まで開所していますが、保護者が勤務終了後すぐに迎えに来ないケースなど、保育所と保護者とで決まりごとが上手く共有できていないこともあります。
- 幼稚園での預かり保育は、預かり時間を17時まで延長して実施しています。共働き世帯が増加していることから預かり時間の延長を視野に入れていますが、預かり時間を延長するためには適切な職員配置が必要となるため、人材不足の現状では実現することは容易ではありません。
- 町内の民間保育所で病児・病後児保育を実施していますが、在籍児童の利用に限られていたり、病後児のみの利用に限られていたりするため、在園児童以外の病児を保育する施設を確保する必要があります。
- 待機児童問題は令和2年度に大幅に改善してからは、0～2人で推移しています。ただし、この人数は国基準での待機児童数です。潜在的な待機児童数（入所可能な施設はあるものの、希望する施設ではないことから入所していないこどもなど）は、一定数いると見込まれています。
- 職員の質の向上を目的とした研修を実施しても人手不足で最低限の参加に留まっているため、オンラインで研修に参加できるように工夫しています。
- 保育所・幼稚園等に在籍する特別な支援を必要とするこどもの保護者と面談を行い、就学支援や教育相談を行っているものの、巡回相談員との情報共有が十分ではありません。
- 保育所・幼稚園等、小学校が連携し、保育環境から学習環境への円滑な接続に向けて相互に園・学校の参観を行っています。時間が確保できず頻繁な行き来はできていません。
- 不登校児童・生徒割合は、小学生・中学生ともに令和5年度に大きく上昇しています。また、いじめ認知件数は、新型コロナウイルス感染症が感染拡大し、リモート対応などをしていった時期には減少していたものの、登校が再開してからはコロナ禍前と同水準～多くなっています。また、いじめ認知件数の9割以上が、小学校におけるものである傾向が続いています。

(3) すべてのこどもの成長を支える安全・安心な環境の整備

- 特別支援が必要なこどもが増加傾向にあることから、支援員が1人のこどもに付きっ切りになってしまうと、他のこどもにきめ細かな支援をすることが難しくなってしまいます。
- 医療的ケア児の支援には専門的な知識が必要になることから、医療的ケア児を受け入れることができる施設が少なく、多様化するニーズに対応することが困難な場合もあります。
- 外国籍家庭が増加傾向にあります。児童・生徒及びその保護者に支援を行うための人員や時間が足りていません。
- アンケート調査では、こどもの放課後の施策について期待することとして、「安全・安心な居場所があること」が最も多く、「安心して預けられるスタッフの見守りがあること」が続いています。このことから、こどもの放課後の施策に学習や運動などの具体的な内容を求めるというよりは、安全・安心な場所での預かりへの期待が強いことがわかります。
- すべての小学校区に専用の施設を整備し、放課後児童クラブの受け入れ定員を増やしました。また、保護者の要望を聞いて、小学校の長期休暇中は7時30分から開所しています。
- こどもの安全・安心な放課後の居場所を確保するために、放課後児童クラブの利用者と放課後子ども教室の利用者が一体的に参加できる教室を各小学校で開催しています。
- アンケート調査では、子育てについて考えた時、町の子育て支援策に期待すること・重要なこととして、就学前調査・就学児調査ともに「経済的支援の充実」が最も多く、「家庭と仕事が両立できるよう、支援事業の周知」、「子育てに関する相談、情報提供の充実」が続いています。

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進

- 男性の就業率は低下傾向、女性の就業率はほとんど横ばいです。平成2年時点では男性が女性を30.0ポイントも上回っていたものの、令和2年時点ではその差は15.4ポイントにまで縮まっています。
- 平成2年時点では女性の就業率が20代後半～30代前半で大きく低下しており、その背景には結婚や出産に伴う離職があるとされていました。しかし、令和2年時点ではその年代やその前後の年代において就業率の大きな低下はみられないことから、結婚や出産に伴って離職する方が減少していることがわかります。
- こどもがいる共働き世帯は増加傾向にあり、6歳未満のこどもがいる世帯でも半数以上が共働きです。そのため、幼稚園よりも預かり時間が長い保育所や認定こども園、小規模保育所の利用希望者が多くなっていると推察できます。
- アンケート調査では、母親の8割以上が育児休業を「取得した」もしくは「働いていなかった」と回答している一方で、父親は約8割が「取得していない」と回答しています。父親が育児休業を取得していない理由は、「仕事が忙しかった」が約半数となっています。
- 令和6年度から「プレパパ教室」を開催し、父親が赤ちゃんのお世話を体験したり、母親の心身の変化等について知ることができたりする機会を設けています。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

こどもは社会の希望であり、未来をつくる存在であることから、清水町の将来を担うこどもたちの成長を、行政だけでなく、町民や地域、事業者、関係団体など、みんながともに協働して取り組み、こどものいきいきとした明るく輝く笑顔に包まれた清水町を目指し、本計画の基本理念を以下のとおりとします。

未来輝く湧水ゆうすいの子の成長を とともに育むまち
～ こどもの笑顔があふれるまちに ～

2 基本的な視点

当事者であるこどもや子育て家庭の立場に立って、必要な事業・施策を推進することができるよう、以下の3つの視点を大切にします。

(1) こどもの視点

本計画がこどもの健全な成長を促進するために必要となる保育や教育、その他サービスを確保するために策定されているように、本計画の主な対象はこどもです。こどもが家庭において家族からの愛情を受けながら心身ともに健やかに成長し、将来社会の一員として活躍することができるよう、こどもの権利が保障され、こどもの視点で安全・安心に遊びや教育、体験活動などに勤しむことができる環境づくりに努めます。

(2) すべてのこどもと子育て家庭への支援という視点

すべてのこどもは、生まれながらにして平等です。生まれ育った家庭環境によって、受けられる教育や体験活動に差があったり、進路の候補が限定されたりすることがないよう、こども一人ひとりの個性や能力に応じた支援をする必要があります。また、子育て家庭が子育ての負担から社会的に孤立することがないよう、すべての子育て家庭に目を配り、支援を必要としている家庭に確実に支援が行きわたるように努めます。

(3) 地域社会全体による支援という視点

子育ての第一義的責任は保護者にあるものの、核家族化が進み、家庭における保護者の子育ての負担は重くなる傾向にあります。また、女性の社会進出や共働き化が進んだことで、仕事と子育ての両立に困難を感じている家庭も少なくありません。同時に、地域はこどもが初めて触れる家庭以外の場であり、様々な経験を通じて社会性を育む場でもあります。そこで、地域が積極的に子育て支援に取り組むことで、保護者の子育ての負担の軽減に努めます。

3 基本目標

基本理念の実現に向けて効果的に事業・施策を推進するため、基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ 地域で支え合う子育て家庭への支援

核家族化が進んだことで、同居する親族の支援を受けながら子育てをする家庭は減少傾向にあります。そのため、これまで分散されていた子育ての負担がすべて保護者にかかるようになり、余裕のなくなった保護者が子どもとともに社会から孤立してしまうことが問題視されています。このような保護者のストレスは児童虐待の引き金にもなるため、子育てを家庭だけの問題と決めつけることは適切ではありません。保護者が余裕をもって子どもと向き合い、子育てを楽しむためには、こどもの預かりや健康づくり、相談支援など、多様化するニーズに柔軟に対応するための地域における子育て支援を幅広く充実させる必要があります。

基本目標Ⅱ こどもにとって良質な教育・保育の提供

こどもと呼ばれる期間は、社会で生活するために必要なルールを身につける大切な時期にあたります。教育・保育施設では、同年代のこどもや保育士・幼稚園教諭等との関わりなどを通じて、家族以外の方とのコミュニケーションや思いやりなどを学びます。また、学校に進学した後も、年齢に応じた知識の習得に励む傍ら、委員会活動や地域活動を通じて校内や地域、社会における役割を遂行することの重要性などを学びます。そのため、こどもが社会に出るための準備としての適切な学びの場となるよう、乳幼児期から学童期、思春期まで、すべてのこどもが継続して質の高い教育・保育を受けられる環境であることが求められます。

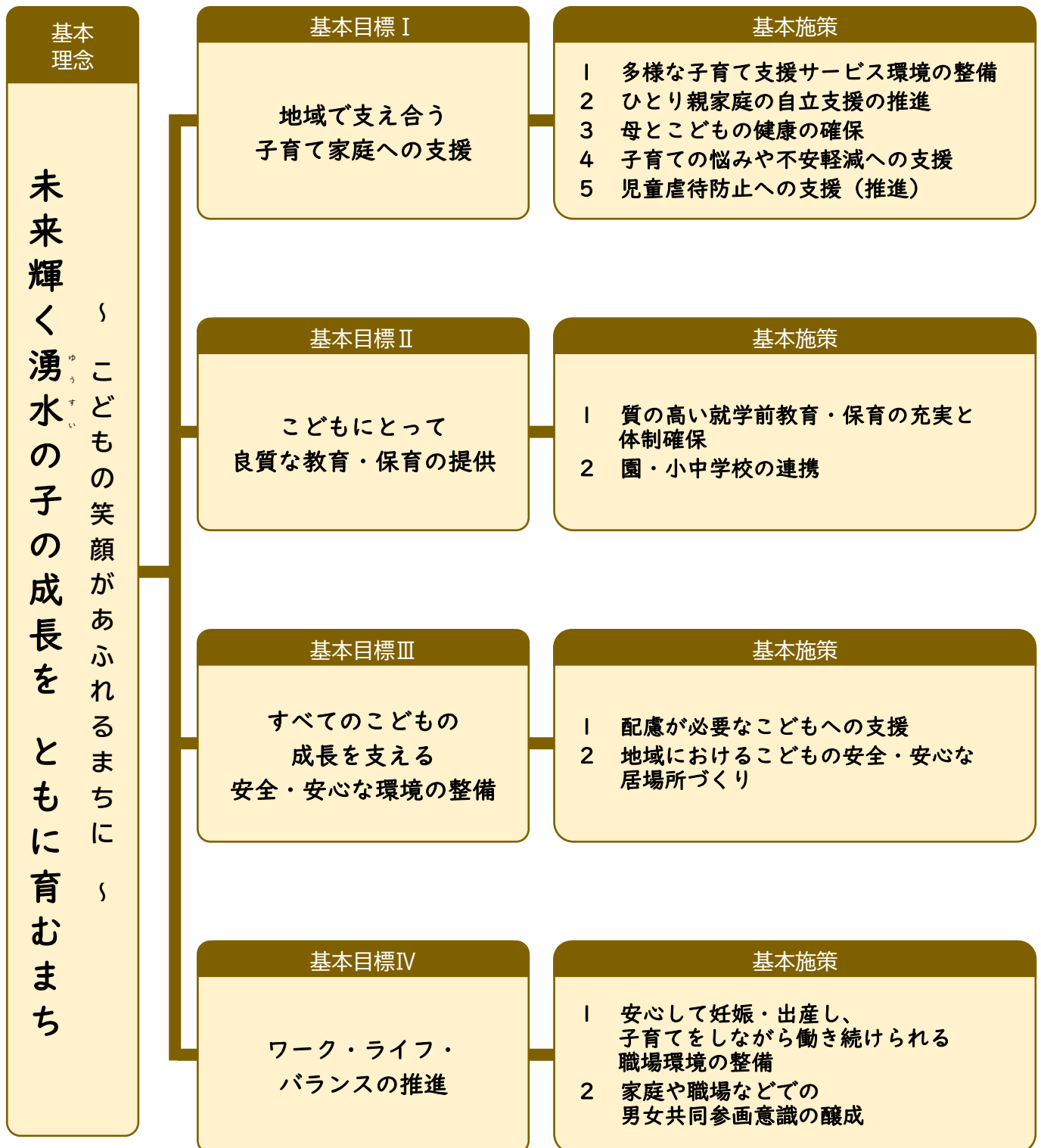
基本目標Ⅲ すべてのこどもの成長を支える安全・安心な環境の整備

生まれた家庭環境や障がいの有無などを問わず、すべてのこどもは平等に扱われるべきです。しかし、経済的に困窮していたり、医療的ケアを必要としていたりすることで、受けられる教育や体験活動に差が出てしまうことも少なくありません。また、保護者の就労などを理由に放課後に1人で留守番をせざるを得ないこどもや、家庭や学校を居場所だと感じられないこどももあり、すべてのこどもの安全・安心が十分に保障されているとは限りません。すべてのこどもの健全な成長を促進するためには、こどもが置かれている様々な状況や家庭環境に配慮した上で、教育などの機会や安全・安心な居場所を平等に確保しなければなりません。

基本目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランスの推進

男女がともに社会で活躍することが求められる時代となったことで、仕事と家庭の両立に関する考え方も多様化しています。個人の考えや家庭の状況によって両立の仕方は様々であり、仕事に重きを置く方もいれば、家庭に重きを置く方もいます。大切なことは、どのような選択であっても尊重されること、また、その選択が実現可能な体制が整っていることです。性別による役割分担意識は未だに根強く残っているものの、これからは性別で生き方が決められるのではなく、1人の人間として希望する生き方を選択することができる社会へと徐々に変わっていくことになります。

4 施策の体系



第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 地域で支え合う子育て家庭への支援

基本施策1 多様な子育て支援サービス環境の整備

こどもによって性格や成長の速度が異なるように、子育てをする上で必要な支援もこどもや家庭によって異なります。そのため、日頃から子育て家庭の声に耳を傾け、多方面から支援を準備・提供することが重要となります。そこで、すべての子育て家庭が必要な支援を確実に受けることを目的に、以下の事業を行います。

主な事業

事業名	事業概要	主担当課
利用者支援	こども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関する情報提供や必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。【継続】 ＊見込み量と確保策は、第5章の72ページ	こども未来課 健幸づくり課
地域子育て支援拠点施設等	町内5保育所と清水町子育て総合支援センターの地域子育て支援拠点施設等において、親子の孤立を防ぎ、地域と関わる中で不安感を緩和しながら子育てができるよう、各施設で工夫を凝らしながら、親子が気軽に集い、交流できる場・機会を提供します。【継続】 ＊見込み量と確保策は、第5章の66・67ページ	こども未来課
緊急・リフレッシュ保育 (保育所等での一時預かり)	保護者の急病や就労、子育て負担の軽減などの理由で、緊急・一時的に保育が必要なこどもを保育所・認定こども園等で預かります。【継続】 ＊見込み量と確保策は、第5章の68・69ページ	こども未来課
乳児等通園支援 (こども誰でも通園制度)	就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる令和8年度から開始される新たな通園給付で、満3歳未満の小学校就学前のこどもが保育所(園)や幼稚園などの施設に通園できます。【新規】 ＊見込み量と確保策は、第5章の79ページ	こども未来課
ファミリー・サポート・センター	子育て援助を依頼したい方と協力したい方が会員となり、相互に子育てについての援助活動を行います。【継続】 ＊見込み量と確保策は、第5章の71ページ	こども未来課
泉のまち インストラクター	子育てに関する分野も含め、地域で講師(インストラクター)ができる人材の登録を促進します。【継続】	社会教育課
P T A活動	保育所・幼稚園・認定こども園、小中学校において計画されたP T A活動を促進します。【継続】	社会教育課

事業名	事業概要	主担当課
児童手当	国の制度に基づき、高校生年代（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）までの子どもを養育している保護者を対象に、児童手当を支給します。【継続】	こども未来課
こども医療費助成	高校生年代（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の子どもが病気やケガで医療機関などを受診した際の医療費の自己負担分を助成します。【継続】	こども未来課
チャイルドシートリサイクル	こどもの成長により不要になったチャイルドシートを希望する方に提供します。【継続】	こども未来課

基本施策2 ひとり親家庭の自立支援の推進

様々な事情でひとり親家庭となり、経済的な問題などを抱えながらも一生懸命に子育てをしている方もいます。特にひとり親家庭の大半を占める母子家庭は、経済的に困窮しやすい傾向にあります。そこで、そのような方が安心して子育てができること、そして、こどもと向き合う時間を確保することができることを目的に、以下の事業を行います。

主な事業

事業名	事業概要	主担当課
母子家庭等に対する 小中学校入学祝金支給	ひとり親家庭のこどもが小中学校に入学する時に、祝金を支給します。【継続】	こども未来課
児童扶養手当	国の制度に基づき、18歳まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）のこどもを養育する、ひとり親家庭等に支給される児童扶養手当の相談窓口として、新規申請や、手続き全般の受付を行います。【継続】	こども未来課
母子家庭等医療費助成	20歳未満のこどもを扶養しているひとり親家庭（所得税非課税世帯）の医療費の自己負担分を助成します。【継続】	こども未来課
母子寡婦福祉団体への 支援	会員募集要項等の配付など、母子寡婦福祉団体の運営を支援します。【継続】	こども未来課
母子家庭等に対する 就職相談	関係機関との連携を強化し、母子家庭等就業・自立支援センターに関する情報提供の充実に努めます。【継続】	こども未来課
母子父子寡婦 福祉資金貸付	県の貸付制度を広報するとともに、貸付を希望する家庭の申請手続きの支援や相談対応を行います。【継続】	こども未来課
情報誌の配布	県が発行している「ひとり親家庭のしおり」を配布します。また、関係機関との連携を強化し、貸付の相談対応やより充実した情報提供を行います。【継続】	こども未来課

基本施策3 母とこどもの健康の確保

医療が発達した現代においても、妊娠・出産には健康面でのリスクが伴います。また、乳幼児期は感染症にかかりやすかったり、障がいや疾病の疑いが見られたりするなど、大人に比べて健康管理に一層気を配る必要があります。そこで、母子の健康を定期的に観察することや身体の異常などを早期に発見して治療につなげることを目的に、以下の事業を行います。

主な事業

事業名	事業概要	主担当課
母子健康手帳の交付	町内在住のすべての妊婦に母子健康手帳を交付し、健康相談を行います。【継続】	健幸づくり課
妊婦等包括相談支援	妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行います。【継続】 ＊見込み量と確保策は、第5章の77ページ	健幸づくり課
妊婦健康診査	母子健康手帳交付時に妊婦健康診査の受診票を発行し、費用を補助します。また、医療機関と連携し、必要な方には事後指導を行います。【継続】 ＊見込み量と確保策は、第5章の73ページ	健幸づくり課
産婦健康診査	母子健康手帳交付時に産婦健康診査の受診票を発行し、費用を補助します。また、医療機関と連携し、必要な方には事後指導を行います。【継続】	健幸づくり課
乳幼児健康診査	町が行う1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査と、医療機関に委託して行う4か月児健康診査・10か月児健康診査を実施します。健康情報は、母子保健情報連携システムや乳幼児健診カードで管理し、発達段階に応じた保健指導につなげます。【継続】	健幸づくり課
歯科保健	歯科医師会の協力により、健康診査や健康相談の機会に歯科指導のフッ化物塗布を行います。また、すべての保育所・幼稚園・認定こども園において、はみがき教室、5歳児のフッ化物洗口を実施します。【継続】	健幸づくり課
予防接種	該当者に接種券を交付して接種勧奨を行い、安全・安心な予防接種の実施に努めます。【継続】	健幸づくり課
6か月児健康相談	対象者の身体測定や育児相談・栄養相談・歯科相談等を行います。【継続】	健幸づくり課

事業名	事業概要	主担当課
乳幼児健康相談	毎月第2・第4金曜日に、保健師、栄養士による健康相談・育児相談・栄養相談を行います。また、外国籍の方も安心して相談できるように通訳を配置します。【継続】	健幸づくり課
マタニティ教室	妊娠・出産や子育てについて相談支援を行います。また、夜間にも開催することや教室内容を見直すことで父親の参加を促すとともに、妊婦同士の交流を図ります。【拡大・改善】	健幸づくり課
離乳食講習会	乳児期の栄養について、講話とデモンストレーションを行い、正しい食習慣の普及に努めます。【継続】	健幸づくり課
不妊・不育症治療費助成	不妊症や不育症の治療費の助成を行うとともに、令和6年度から開始された県の助成制度の周知を図ります。【継続】	健幸づくり課
地域救急医療体制	医師会及び近隣市町との協働で、休日診療や24時間診療体制などの地域救急医療体制の維持に努めます。【継続】	健幸づくり課
電子母子健康手帳アプリ 「みんなでいっしょに・しみずちょう」	予防接種や成長の記録、母子・子育てに関する多彩な情報発信を行うため、電子母子健康手帳アプリを提供します。また、母子健康手帳交付時にアプリの照会を行うなど、利活用の促進に努めます。【拡大・改善】	健幸づくり課

基本施策4 子育ての悩みや不安軽減への支援

どの子育て家庭も、子育ての悩みや不安を抱え、迷いながら子育てをしています。子育てには正解が存在しないことから、その時々状況に応じた適切な支援につなげることが最も重要です。そこで、子育て家庭やこどもに寄り添って悩みなどを解決することや様々な体験を通じて知識などを身に付けることを目的に、以下の事業を行います。

主な事業

事業名	事業概要	主担当課
地域子育て支援拠点施設等 (再掲)	町内5保育所と清水町子育て総合支援センターの地域子育て支援拠点施設等において、親子の孤立を防ぎ、地域と関わる中で不安感を緩和しながら子育てができるよう、各施設で工夫を凝らしながら、親子が気軽に集い、交流できる場・機会を提供します。【継続】 *見込み量と確保策は、第5章の66・67ページ	こども未来課
子ども・子育て コンシェルジュ	教育・保育・保健施設や地域の子育て支援事業の情報を集約し、利用者が多様な子育て支援サービスの中から適切なものを選択できるよう、情報提供を行います。また、コンシェルジュの出張を通じて、相談事業の充実を図ります。【継続】 *見込み量と確保策は、第5章の72ページ	こども未来課
小学校低学年 学校生活支援員の配置	幼児教育におけるしつけの重要性からこどもが落ち着いた学習・学校活動を送ることができるよう、小学校低学年に支援員を配置し、きめ細かな指導を行います。【継続】	教育総務課
道徳教育の充実	「私たちの道徳」の活用とあわせ、生きた道徳教育に向けて地域人材の派遣等を支援します。また、必要に応じて、地域支援コーディネーターに派遣を依頼します。【継続】	教育総務課
健康教育の充実	学校医との連携を密にするとともに、学校保健委員会等の研修会・学習会の充実を支援します。【継続】	教育総務課
学校運営協議会の推進	小中学校に設置している学校運営協議会が中核となって、地域に開かれた学校運営を進め、町全体で地域がこどもを育む体制づくりを構築します。【継続】	教育総務課
幼稚園評価委員による 幼稚園教育の充実	各幼稚園において評価委員を委嘱し、幼稚園教育に関する幅広い意見をうかがい、地域に開かれた特色ある幼稚園教育の充実を図ります。【継続】	こども未来課
特別支援教育の推進	特別な支援を必要とするこどもやその対応について理解を深め、学校における特別支援教育を充実します。【継続】	教育総務課

事業名	事業概要	主担当課
総合的な学習の充実	清水町に関するテーマをもとに地域性やこどもの実態に合った学習機会を提供し、学校の創意工夫ある教育実践を支援します。また、こどもの保育所・幼稚園・認定こども園での保育体験を通して保護者としての意識の高揚に努めます。【継続】	教育総務課
ボランティア活動・自然体験活動の推進	社会教育団体等と連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動を行います。【拡大・改善】	社会教育課
きめ細かな 児童・生徒指導の充実	教育委員会、学校生徒指導主任・主事等からなる生徒指導連絡協議会を年に複数回開催し、いじめや不登校等に関する情報交換と対策の検討を行います。【継続】	教育総務課
巡回相談員・スクールソーシャルワーカーの活用	小中学校に巡回相談員・スクールソーシャルワーカーを配置し、相談体制を強化するとともに、問題等に組織的な対応をします。【継続】	教育総務課
青少年健全育成活動	長期休暇中の補導活動や街頭啓発等により、青少年が健全に成長できるように支援します。【継続】	社会教育課
家庭訪問 (乳児家庭全戸訪問・ 養育支援訪問)	伴走型支援・療育支援訪問として、こどもが生まれた際の家庭訪問や、経過観察が必要な乳幼児への訪問を行います。【拡大・改善】 ＊見込み量と確保策は、第5章の74・75ページ	健幸づくり課
こども家庭センター	妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のない支援を行うことを目的に、母子保健コーディネーターを中心に、妊産婦や乳幼児の状況を継続的に把握しながら様々な相談に対応します。【拡大・改善】 ＊見込み量と確保策は、第5章の72ページ	こども未来課 健幸づくり課
産後ケア事業	産後に支援が必要な産婦や乳児を対象に、医療機関で心身のケア、子育てのサポートを行います。【拡大・改善】 ＊見込み量と確保策は、第5章の78ページ	健幸づくり課

事業名	事業概要	主担当課
産前・産後サポート事業	妊娠・出産や子育てについて支援を必要とする妊産婦に対して、年に複数回、ベビママ交流会として、相談支援や子育て支援を実施します。【継続】	健幸づくり課
SOSの出し方教室	直接、小中学校を往訪して、児童・生徒の実態に合わせ、こころの健康づくり、困った時の対処方法の修得を目的とした学習機会を提供します。【継続】	福祉介護課
家庭教育支援	すべての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、家庭教育に関する学習機会の提供や相談対応等について、家庭教育支援員を有効に利用し、保護者への家庭教育支援活動を実施します。【継続】	社会教育課

基本施策5 児童虐待防止への支援（推進）

児童虐待は、こどもが生まれながらにして持つ人権を大きく踏みにじる行為です。こどもは虐待についての知識や相談先がなく、また、単独では生活することができないことから、虐待被害を中々訴えられない傾向があります。そこで、こどもに対する暴力を根絶することや被害に遭ったこどもやその危険性のあるこどもを支援することを目的に、以下の事業を行います。

主な事業

事業名	事業概要	主担当課
虐待防止の啓発	広報しみずや町の公式ホームページ等で虐待防止について啓発を行うとともに、児童虐待防止推進月間（11月）に町内施設にポスターを掲示し、周知に努めます。【継続】	こども未来課
要保護児童等への支援の充実	こども家庭センター等で収集した情報を、ケース会議等を通じて伝達・共有することで、迅速・的確な対応を実施するとともに、個々のケースに応じた支援に努めます。【継続】 ＊見込み量と確保策は、第5章の75ページ	こども未来課
要保護児童対策地域協議会の機能強化	虐待の未然防止や早期発見のため、児童相談所や警察、教育機関、民生児童委員等と連携した支援体制を強化します。また、調整担当職員の専門性を確保するため、研修等の受講による資質の向上に努めます。【継続】	こども未来課
こども家庭センター運営事業	こども及びその家庭、妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導や関係機関との連絡調整、その他必要な支援を行うための拠点施設として設置したこども家庭センターの運営を、関係課・関係機関との連携の上、強化していきます。【継続】	こども未来課
児童虐待・DVの防止	関係機関との連携により、予防と早期発見、早期対応に努めます。【継続】	こども未来課 福祉介護課
健康診査等における相談支援の強化	6か月児健康相談や1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査において、きめ細かい相談支援を行い、虐待の防止と早期発見に努めます。また、「パパカード」を活用し、父親を含めた家族支援に取り組みます。【継続】	健幸づくり課

基本目標Ⅱ こどもにとって良質な教育・保育の提供

基本施策1 質の高い就学前教育・保育の充実と体制確保

保育所・幼稚園などに通うこどもは、昼間の時間を主に教育・保育施設で過ごすことになります。家庭以外の場所で同年代のこどもと一緒に活動することは、こどもにとって刺激となり、心身の成長にもつながります。そこで、保護者のニーズに応じた教育・保育を提供することやこどもが多種多様な活動を経験することを目的に、以下の事業を行います。

主な事業

事業名	事業概要	主担当課
清水町幼稚園・保育所再編計画	本町の未来を担っていくこどもたちにより良い保育・教育環境を提供することを目的に、令和6年5月に策定した「清水町幼稚園・保育所再編計画」に基づき、円滑に当該施設の再編を進めます。【新規】	こども未来課
保育ICT化	公立保育所・公立幼稚園において、登降園管理や連絡事項の一斉配信に関して、ICTを導入することで、保護者とのコミュニケーションの向上、及びこどものセキュリティ管理を強化し、より良質な保育サービスの実現に努めます。【新規】	こども未来課
キャッシュレス化	保護者の負担軽減と保育士の働き方改革を目的に、2つの公立保育所で紙おむつとおしりふきの定額利用の仕組み「手ぶら登園」を導入し、保育施設内で発生する現金対応をなくして、キャッシュレス化を促進します。【新規】	こども未来課
第2子保育料半額、第3子保育料の無償化	幼児教育・保育無償化の対象とならない0歳から2歳までの第2子や第3子以降のこどもを、子ども・子育て支援新制度の施設型給付を受ける認定こども園・保育所に就園させている場合の保育料を、第2子は半額、第3子以降は無償とします。【継続】	こども未来課
世代間交流	各施設において、園庭開放、地域交流や世代間交流等を進め、地域に開かれた教育・保育施設の運営に努めます。【継続】	こども未来課
特色ある幼稚園教育推進	「心豊かで 元気な子 がんばる子」の育成を目指して幼稚園ごとに独自性のある教育方針を掲げ、特色ある幼稚園教育を実施します。【継続】	こども未来課
職員研修	教育・保育の質の向上、保育士・幼稚園教諭等の専門性の向上、質の高い人材確保のため、Webによる研修参加を含め、研修体制の充実に取り組みます。【継続】	こども未来課

事業名	事業概要	主担当課
時間外保育・延長保育	保護者の就労形態の多様化に対応するため、町内すべての認可保育所等（8か所）において、通常の保育時間を超えて保育が必要なこどもを預かります。【継続】 *見込み量と確保策は、第5章の63ページ	こども未来課
子育て短期支援 (ショートステイ、 トワイライトステイ)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが、夜間を含め一時的に困難となった児童について児童養護施設等で預かります。【継続】 *見込み量と確保策は、第5章の65ページ	こども未来課
病児・病後児保育	こどもの病気やケガなどが回復期にあり、かつ保護者が家庭で保育することが困難な場合に一時的にこどもを預かるほか、保育中の体調不良児を一時的に預かります。また、町外の病児保育施設を利用する家庭に対して、利用料の一部を助成します。【継続】 *見込み量と確保策は、第5章の70ページ	こども未来課
他市町委託保育	住民ニーズに応じて、他市町に保育を委託します。【継続】	こども未来課
幼稚園での預かり保育	保護者の就労や緊急の用事がある際に、通常の教育時間を超えてこどもを預かります。また、長期休暇中の預かり保育も対応します。【継続】 *見込み量と確保策は、第5章の68・69ページ	こども未来課

基本施策2 園・小中学校の連携

遊びや生活が中心の保育所・幼稚園・認定こども園に比べると、小中学校は学習が中心となります。そのため、中には進学タイミングでその違いに困惑してしまうこどももいます。そのようなこどもや障がいなどを理由に特別な支援を必要とするこどもが、スムーズに小中学校での学習環境に馴染むことを目的に、以下の事業を行います。

主な事業

事業名	事業概要	主担当課
保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校が連携する教育の推進	保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校間が連携して、保育所・幼稚園・認定こども園の保育環境から小中学校の学習環境への円滑な接続を図ります。【継続】	教育総務課 こども未来課
就学支援	保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校に在籍する困り感を有する（特別な支援を必要とする）こどもを観察します。また、保護者の相談に対応することで、適切な就学先の検討を行います。【継続】	教育総務課
障害者自立支援協議会	専門部会において、保育所・幼稚園・認定こども園・教育委員会・保健センター・児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所・障がい福祉の担当者等が個々のケースの支援方法を共有するための会議を行います。【継続】	福祉介護課

基本目標Ⅲ すべてのこどもの成長を支える安全・安心な環境の整備

基本施策1 配慮が必要なこどもへの支援

障がいや疾病のあるこどもや保護者と離れて暮らすこども、日本語や日本文化に不慣れな外国籍のこどもなど、日常生活を送る上で不自由を感じながら生活しているこどもがいます。そこで、このようなこどもが他のこどもと同等の教育・保育を受けたり、同年代のこども交流としたりすることを目的に、以下の事業を行います。

主な事業

事業名	事業概要	主担当課
障がい児保育	保護者と園と専門機関との連携を密にし、保育所・幼稚園・認定こども園において、障がいのあるこどもの受け入れを行い、障がい児保育の充実に努めます。【継続】	こども未来課
放課後児童クラブでの障がい児の受入れ	放課後児童クラブにおいて、障がいのあるこどもの受け入れを行い、障がい児保育の充実に努めます。【継続】	こども未来課
障害児福祉手当	一定以上の障がいを有するこどもを対象に、県が支給する手当の情報提供、申請等の支援を行います。【継続】	福祉介護課
特別児童扶養手当	一定以上の障がいを有するこどもを対象に、県が支給する手当の情報提供、申請等の支援を行います。【継続】	福祉介護課
重度心身障害児（者）医療費助成	障がいがあるこどもの医療費の自己負担分を助成します。【継続】	福祉介護課
交通遺児見舞金	町交付要綱に基づいて、交通遺児に見舞金を支給します。【継続】	こども未来課
里親制度の普及啓発と申請の受理	家庭での養護に欠ける児童等の健全な育成を図るため、関係機関と連携し、里親月間（10月）等の機会を用いて、里親に養育を委託する制度の普及啓発を行います。また、町内の里親を希望する家庭からの申請の際の助言や記載方法の指導を行います。【継続】	こども未来課
外国籍児童生徒支援員の配置	外国語を母語とする児童・生徒及びその保護者に対して、学校生活等を円滑にするために言語面での支援を行います。【継続】	教育総務課
医療的ケア児の支援	多様化するニーズに対応していくため、町障害者自立支援協議会における保健・医療・教育等の関係機関との連携や協議を通じて、医療的ケア児の支援を進めます。【拡大・改善】	健幸づくり課 福祉介護課 こども未来課
子育て世帯訪問支援	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。【新規】 ＊見込み量と確保策は、第5章の76ページ	こども未来課

基本施策2 地域におけるこどもの安全・安心な居場所づくり

共働き世帯等の増加に伴い、こどもの放課後の過ごし方への関心は高まっています。また、保護者の就労状況を問わず、大人の見守りのもと、こどもが放課後等の時間を過ごすことができる場が存在することは、こどもの心身の健全な成長にもつながると考えられます。そこで、こどもにとって安全・安心な居場所が確保されることを目的に、以下の事業を行います。

主な事業

事業名	事業概要	主担当課
放課後児童クラブ (学童保育)の充実	保護者の就労などを理由に保護者が昼間家庭にいない場合に、授業終了後の小学生に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。【継続】 *見込み量と確保策は、第5章の64ページ	こども未来課
放課後子ども教室	すべての小学生を対象として、安全・安心な放課後の活動拠点を小学校の体育館などに設け、地域の方の協力を得ながら学習やスポーツ、文化活動などの機会を提供します。【継続】	社会教育課
「放課後子ども総合プラン」 の検討・整備	すべての小学生の安全・安心な放課後の居場所を確保するため、放課後児童クラブの利用者と、放課後子ども教室の利用者が一体的に参加できる仕組みづくりを推進するほか、活動内容について広報しみずや町の公式ホームページを利用し情報提供します。【継続】	社会教育課 こども未来課
こども食堂(地域食堂) への支援	孤食防止のための居場所づくり(世代間交流の場)や、バランスの取れた食事を提供することによる食育活動を目的とした地域に根差したボランティア活動である「こども食堂(地域食堂)」の活動を支援します。【新規】	こども未来課

基本目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランスの推進

基本施策1 安心して妊娠・出産し、子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備

長い間、働く女性が妊娠・出産を機に離職せざるを得ない状況が問題視されてきました。昨今では、復職を前提に一時的な休職を可能とする育児休業制度や子育てが落ち着いた後の再就職支援など、出産を経験した女性の就労に関する支援が充実しつつあります。そこで、子育て家庭においても希望に沿った働き方を実現することを目的に、以下の事業を行います。

主な事業

事業名	事業概要	主担当課
育児休業制度の普及啓発	庁舎内へのポスターやチラシ、企業訪問など、様々な媒体や機会を通じて、育児休業制度や制度に係る助成金について、町民や企業などに周知を図ります。【拡大・改善】	産業観光課
公共職業安定所（ハローワーク）との連携強化	公共職業安定所（ハローワーク）と連携し、職業相談を行うとともに、仕事と子育ての両立に配慮した求人情報の提供やハローワークによる臨時職業相談窓口等の設置を検討します。【拡大・改善】	産業観光課
障がい者 基幹相談支援センター	障がいや発達の凸凹に関する不安等の相談を受け付け、相談支援事業所と連携し、療育支援や福祉サービスに関する情報の提供や助言等を行います。【継続】	福祉介護課

基本施策2 家庭や職場などでの男女共同参画意識の醸成

世界的な男女共同参画推進の動きに伴い、日本でも性別にとらわれることなく男女が協力して家事や子育てに取り組むことや職場において男女を平等に扱うことなどが求められるようになってきています。そこで、こどもや子育て分野としては男女がともに子育てに積極的に参画することを目的に、以下の事業を行います。

主な事業

事業名	事業概要	主担当課
マタニティ教室（再掲）	マタニティ教室に父親も参加する内容（プレパパ教室）を取り入れ、男性も積極的に子育てに参加するように呼びかけます。【拡大・改善】	健幸づくり課
男女共同参画計画の推進	第3次清水町男女共同参画計画に基づき、お互いが認め合い、支え合い、誰もが活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、各種施策を実施していきます。【継続】	産業観光課

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

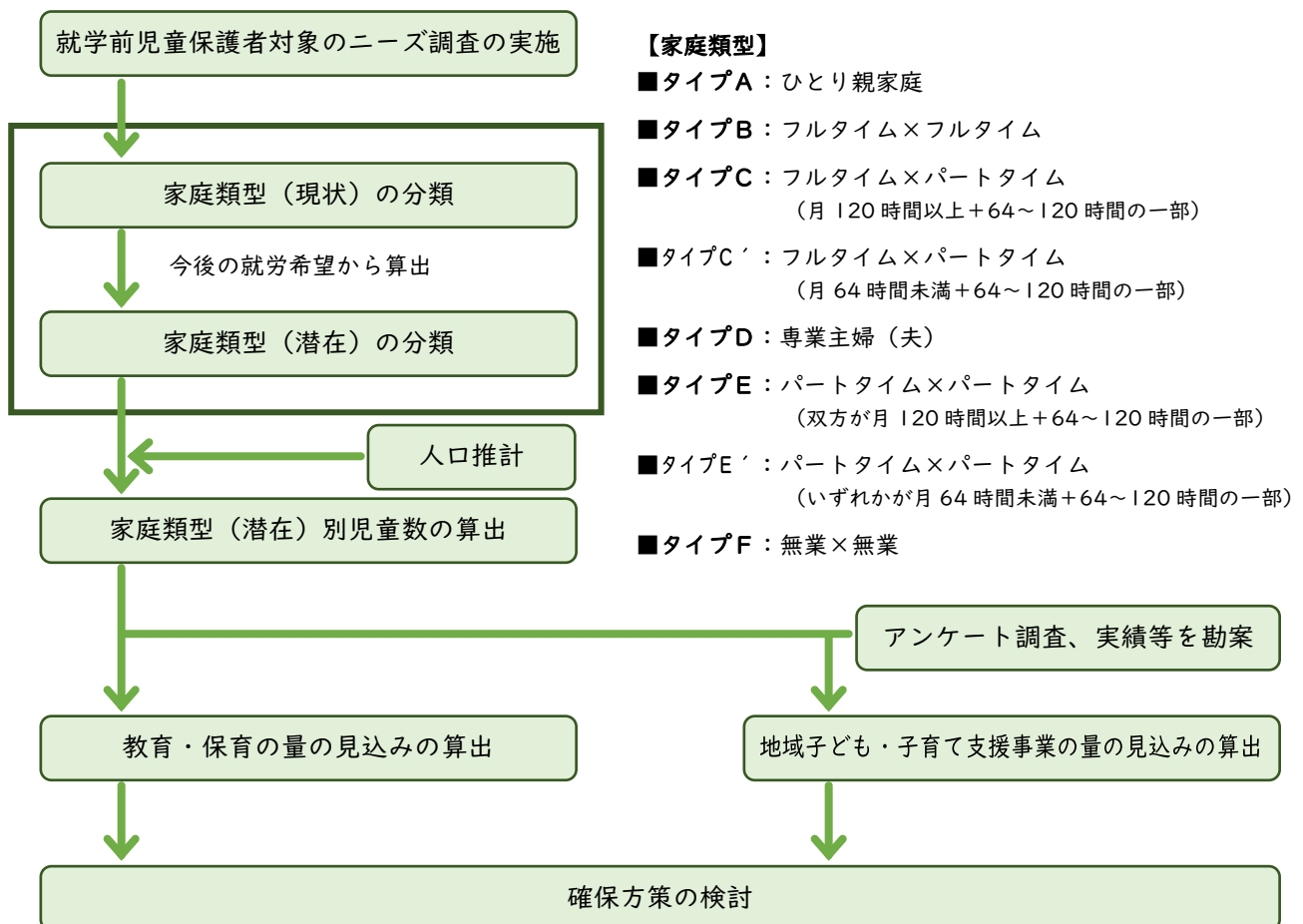
1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

今後のこどもの数の増減を踏まえた保育ニーズに対応するためには、広域で調整を図ることが求められます。これらの理由から、行政区1圏域を教育・保育提供区域の基本とした上で、需要分析を行い、1圏域の妥当性をみていくものとします。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

アンケート調査結果やこれまでの実績を踏まえ、教育・保育の量や地域子ども・子育て支援事業の量を見込みます。



こどもの人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる0歳から11歳までのこどもの人口を、令和7年度から令和11年度までの4月1日現在における住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

第3期計画期間における0歳から11歳までのこどもの人数は、年々減少していくと見込まれます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	200人	196人	193人	190人	187人
1歳	229人	208人	204人	201人	198人
2歳	197人	234人	212人	208人	205人
0～2歳計	626人	638人	609人	599人	590人
3歳	212人	196人	232人	210人	206人
4歳	219人	213人	197人	233人	211人
5歳	224人	220人	214人	199人	234人
3～5歳計	655人	629人	643人	642人	651人
6歳	231人	226人	223人	216人	201人
7歳	246人	233人	228人	225人	218人
8歳	255人	248人	234人	229人	226人
9歳	269人	254人	247人	233人	228人
10歳	262人	271人	256人	249人	235人
11歳	313人	263人	272人	257人	250人
6～11歳計	1,576人	1,495人	1,460人	1,409人	1,358人
合 計	2,857人	2,762人	2,712人	2,650人	2,599人

3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 保育所・幼稚園・認定こども園

事業概要

幼稚園は、「幼稚園教育要領」に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所は、「保育所保育指針」に基づき、保護者の就労や疾病などを理由に保護者が昼間就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育することを目的としています。

認定こども園は、「認定こども園教育保育要領」に基づき、幼稚園・保育所の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供することを目的としています。

現状

1 幼稚園

近年、少子高齢化や共働き世帯等が増加傾向にあり、公立幼稚園における入園率が低下傾向にあります。

2 保育所

町内における共働き世帯等が増加傾向にあるため、保育ニーズが高く、近年、待機児童（0・1・2歳児）が発生しています。

3 認定こども園

平成31年4月1日から、恵明キッズローズビレッジが保育所型認定こども園として運営されています。

今後の方向性

「清水町幼稚園・保育所再編計画」に基づき、公立幼稚園の認定こども園化等の適切な配置の実施に努めます。

令和7年度		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
見込み量		276人	58人	321人	141人	133人	49人
提供量							
保育施設・ 特定教育	保育所、幼稚園、 認定こども園	718人	324人	90人	67人	49人	
	幼稚園＋ 預かり保育	58人	－	－	－	－	
保育事業 特定地域型	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	－	－	22人	19人	16人	
企業主導型 保育施設の地域枠		－	15人	5人	5人	5人	
認可外保育施設		－	－	－	－	－	
提供量合計		776人	339人	117人	91人	70人	
過不足 (提供量合計－見込み量)		442人	18人	▲24人	▲42人	21人	

令和8年度		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
見込み量		265人	56人	308人	167人	121人	48人
提供量							
保育施設・ 特定教育	保育所、幼稚園、 認定こども園	720人	324人	90人	67人	49人	
	幼稚園＋ 預かり保育	56人	－	－	－	－	
保育事業 特定地域型	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	－	－	22人	19人	16人	
企業主導型 保育施設の地域枠		－	15人	5人	5人	5人	
認可外保育施設		－	－	－	－	－	
提供量合計		776人	339人	117人	91人	70人	
過不足 (提供量合計－見込み量)		455人	31人	▲50人	▲30人	22人	

令和9年度		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
見込み量		271人	57人	315人	152人	118人	47人
提供量							
保育施設・ 特定教育・ 保育事業	保育所、幼稚園、 認定こども園	539人	324人	90人	67人	49人	
	幼稚園＋ 預かり保育	57人	－	－	－	－	
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	－	－	22人	19人	16人	
企業主導型 保育施設の地域枠		－	15人	5人	5人	5人	
認可外保育施設		－	－	－	－	－	
提供量合計		596人	339人	117人	91人	70人	
過不足 (提供量合計－見込み量)		268人	24人	▲35人	▲27人	23人	

令和10年度		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
見込み量		271人	57人	314人	149人	117人	47人
提供量							
保育施設・ 特定教育・ 保育事業	保育所、幼稚園、 認定こども園	359人	324人	90人	67人	49人	
	幼稚園＋ 預かり保育	57人	－	－	－	－	
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	－	－	22人	19人	16人	
企業主導型 保育施設の地域枠		－	15人	5人	5人	5人	
認可外保育施設		－	－	－	－	－	
提供量合計		416人	336人	117人	91人	70人	
過不足 (提供量合計－見込み量)		88人	22人	▲32人	▲26人	23人	

令和11年度		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
見込み量		274人	58人	319人	147人	115人	46人
提供量							
保育施設・ 特定教育	保育所、幼稚園、 認定こども園	388人	321人	84人	67人	48人	
	幼稚園＋ 預かり保育	58人	—	—	—	—	
保育事業 特定地域型	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	—	—	22人	19人	16人	
企業主導型 保育施設の地域枠		—	15人	5人	5人	5人	
認可外保育施設		—	—	—	—	—	
提供量合計		446人	336人	111人	91人	69人	
過不足 (提供量合計－見込み量)		114人	17人	▲36人	▲24人	23人	

■ 3号認定の保育利用率（保育利用率＝提供量合計÷推計児童数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2歳児 推計児童数	626人	638人	609人	599人	590人
0～2歳児 提供量計	278人	278人	278人	278人	271人
保育利用率	44.4%	43.6%	45.6%	46.4%	45.9%

4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 時間外保育・延長保育事業

事業概要

保育認定を受けたこどもを、認可保育所や認定こども園、小規模保育施設で、通常の保育時間を超えて保育する事業です。

現状

町内の認可保育所等において、保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、通常保育時間以降も保育を必要とする児童に対して、19時まで保育を実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
利用者数	2,559人	2,200人	1,966人	1,990人	1,694人
月あたり利用者数	213人	183人	164人	166人	141人
実施箇所数	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所

今後の方向性

町内の認可保育所等のすべての施設で実施しており、今後も長時間保育がこどもの負担にならないように配慮しながら事業を実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	164人	163人	161人	159人	159人
実施箇所数 (確保方策)	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
提供量	164人	163人	161人	159人	159人
過不足 (提供量－見込み量)	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ（学童保育））

事業概要

保護者の就労や疾病などを理由に保護者が昼間家庭にいない児童に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日や長期休暇中も実施します。

現状

各小学校の敷地内にある専用施設において、下校の時間帯に保護者が家庭にいない児童に対して、保護・指導する放課後児童健全育成事業を実施しています。平日は放課後から18時30分まで、土曜日及び夏休み等の長期休暇中は、7時30分から18時30分まで開所しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
利用者数 (各年度5月1日時点)	322人	317人	296人	290人	299人
実施箇所数 (支援の単位)	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所

今後の方向性

保護者の多様な就労形態に対応できるよう、学校施設などを利用して、すべての児童を対象とした放課後子ども教室（チャレンジキッズ）と連携した運営を推進します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	311人	298人	290人	283人	272人
小学1年生	80人	78人	77人	76人	70人
小学2年生	85人	81人	79人	78人	76人
小学3年生	89人	86人	82人	80人	78人
小学4年生	18人	17人	17人	15人	15人
小学5年生	18人	18人	17人	17人	16人
小学6年生	21人	18人	18人	17人	17人
実施箇所数 (支援の単位)	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
提供量	340人	340人	340人	340人	340人
過不足 (提供量－見込み量)	29人	42人	50人	57人	68人

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

事業概要

ショートステイは、保護者の就労や疾病などを理由にこどもの養育が一時的に困難となった場合、または、子育て不安や子育て疲れ、慢性疾患児の看病疲れなどの身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、こどもを施設などで一時的に預かる事業です。

トワイライトステイは、保護者の就労やその他の理由により、平日の夜間または休日に保護者が不在となり、家庭においてこどもを養育することが困難となった場合に、そのこどもを施設などで保護し、生活指導や食事の提供などを行う事業です。

現状

令和6年4月に設置した清水町こども家庭センターが窓口で、子ども家庭支援員や保健師への相談後、養育環境の改善等の必要性を判断したうえで、乳児院や里親宅にて短期間こどもを預かっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
利用者数	0人日	0人日	0人日	0人日	14人日
実施箇所数	0か所	0か所	0か所	0か所	4か所

今後の方向性

アンケート調査によるニーズはみられませんでした。令和6年度の実績を踏まえ、見込み量を算出しています。養育困難な在宅の子育て家庭の支援を行う制度であることから、限られたニーズに対応することとなるため、子ども・子育てコンシェルジュや清水町こども家庭センター等への相談状況等を鑑みながら実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	14人日	14人日	14人日	13人日	13人日
実施箇所数 (確保方策)	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
提供量	14人日	14人日	14人日	13人日	13人日
過不足 (提供量－見込み量)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(4) 地域子育て支援拠点事業

事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てに関する相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状

1 清水町子育て総合支援センター

サントムーン柿田川内に設置されている『清水町子育て支援センター』内において、交流ひろばや子育て相談等を実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
延べ利用者数	7,881人回	7,607人回	13,552人回	26,070人回	28,600人回
うち、町内者	1,836人回	2,057人回	3,298人回	6,219人回	6,479人回

2 保育所・認定こども園に併設の地域子育て支援拠点事業

保育所・認定こども園に併設している地域子育て支援センター（清水保育所（にこにこランド）、南保育所（にこにこランド）、しいの木保育園（どんぐりひろば）、恵明キッズローズビレッジ（支援センターローズ）、すこやか保育園（支援センターはぐくみ）において、交流ひろばや子育て相談等を実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
合 計	3,270人回	3,284人回	4,795人回	7,573人回	8,337人回
清水保育所	0人回	0人回	48人回	81人回	105人回
南保育所	135人回	294人回	889人回	1,738人回	2,115人回
しいの木保育園	852人回	813人回	1,435人回	1,923人回	2,215人回
恵明キッズ ローズビレッジ	1,131人回	1,878人回	2,076人回	2,654人回	3,127人回
すこやか保育園	1,152人回	299人回	347人回	1,177人回	775人回

今後の方向性

サントムーン柿田川内で実施している清水町子育て総合支援センター及び各保育所・認定こども園で実施します。

また、子育てに関する相談・情報の提供、助言その他の援助についての実施内容は、子育て世帯が利用しやすい環境になるよう、広報しみずや町ホームページのほか、電子母子健康手帳アプリ等を利用するなど、積極的に周知啓発に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	36,509人回	36,110人回	35,683人回	35,369人回	35,369人回
実施箇所数 (確保方策)	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
提供量	36,509人回	36,110人回	35,683人回	35,369人回	35,369人回
過不足 (提供量－見込み量)	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

(5) 一時預かり事業

事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間において、保育所・幼稚園やその他の場所で一時的に預かる事業です。

なお、当該事業の利用に際しては、事前に慣らし保育が必要になります。

現状**1 幼稚園における一時預かり**

幼稚園の教育時間の前後に、すべての町立幼稚園で預かり保育を実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
延べ利用者数	15,002人日	14,503人日	13,395人日	14,147人日	13,344人日
実施箇所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

2 保育所等における一時預かり**ア 保育所等における緊急・リフレッシュ保育事業**

保育所等において、子育て世帯を支援するため、保護者の傷病、冠婚葬祭等の緊急時または子育てに伴う心理的・肉体的負担を解消する場合などに、こどもを1日単位で預けることができる事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
延べ利用者数	145人日	138人日	81人日	292人日	68人日
実施箇所数	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所

イ 清水町子育て総合支援センターにおける一時保育

子育て世帯における保護者の買い物、美容院、映画鑑賞など、リフレッシュの際に1日最大3時間まで利用できる一時保育事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
延べ利用者数	0人日	15人日	21人日	17人日	72人日

今後の方向性

1 幼稚園における一時預かり

平日や長期休暇中など、保護者の多様な就労形態や緊急的な用事等に対応できるよう、すべての町内の公立幼稚園において、預かり保育事業を実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	16,074人日	15,435人日	15,779人日	15,754人日	15,975人日
実施箇所数 (確保方策)	4か所	4か所	3か所	2か所	2か所
提供量	16,074人日	15,435人日	15,779人日	15,754人日	15,975人日
過不足 (提供量－見込み量)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

2 保育所等における一時預かり

各施設において実施している一時預かり事業を実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	158人日	151人日	155人日	155人日	157人日
実施箇所数 (確保方策)	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
提供量	158人日	151人日	155人日	155人日	157人日
過不足 (提供量－見込み量)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(6) 病児・病後児保育事業

事業概要

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労などを理由に保護者が保育できない際に、看護師などと保育士がいる専用の保育室で、こどもを一時的に預かる事業です。

現状

家族の介護や勤務の都合等やむを得ない理由により、病気の回復期にあるこどもを集団保育や家庭で保育することができない場合に、恵明キッズローズビレッジにて、病後児保育（病後児対応型）を実施しています。また、しいの木保育園及びすこやか保育園において、保育所在所中に体調が悪くなった児童に対して、保護者のお迎えが来るまでの間、看護師が一時的に保育する体調不良児対応型（自園型病後児保育）を実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
延べ利用者数	962人日	960人日	955人日	1,802人日	1,799人日
実施箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

今後の方向性

私立保育園で実施している病児保育事業は、現行のまま実施するとともに、町内において新たな事業施設を設置することは困難であることから、町外の病児保育施設を利用した方の利用料の一部助成を継続していきます。

また、病児・病後児保育はニーズが高いため、各施設で定期的に、自施設における病児・病後児の対応方法及び町の取り組み（町内1か所での病児保育事業と町外の施設利用の際に一部助成）について周知してもらえよう働きかけます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	2,051人日	2,029人日	2,005人日	1,987人日	1,987人日
実施箇所数 (確保方策)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
提供量 (町内施設)	2,051人日 (735人日)	2,051人日 (735人日)	2,051人日 (735人日)	2,051人日 (735人日)	2,051人日 (735人日)
過不足 (提供量－見込み量)	0人日	22人日	46人日	64人日	64人日

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業概要

子育て援助を依頼したい方（おねがい会員）と協力したい方（まかせて会員）が会員となり、有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動支援事業です。おねがい会員は、小学6年生までの子どもを持つ保護者です。

現状

仕事と子育ての両立を支援し、子育てしやすい環境づくりを行うことを目的として、ファミリー・サポート・センター事業を実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
延べ利用者数	267人日	233人日	260人日	315人日	480人日
実施箇所数	3か所	3か所	3か所	6か所	7か所
おねがい会員	106人	67人	46人	48人	30人
まかせて会員	27人	8人	12人	12人	13人
どっちも委員	9人	2人	2人	2人	2人
援助活動	267人	233人	260人	315人	480人

今後の方向性

依頼会員と提供会員のコーディネート等、支援体制を充実させ、利用を促進するとともに、ニーズに応じた援助活動が推進できるよう、事業内容を検討します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	471人日	455人日	447人日	437人日	428人日
提供量	471人日	455人日	447人日	437人日	428人日
過不足 (提供量－見込み量)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(8) 利用者支援事業

事業概要

こども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関する情報提供や必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、こども及びその保護者等または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的に実施されています。

また、これに加え、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、年齢で区切らずに一体的な総合支援を実施します。妊娠初期から子育て期において、それぞれの段階に対応した支援やサービスの情報、母子保健法に基づく助言等、専門的な立場で総合的相談支援を提供する「清水町こども家庭センター」をこども未来課及び保健センター内に設置しています。

現状

新たに令和6年度からこども未来課と保健センター内に「清水町こども家庭センター」を設置し、年齢で区切らずに一体的な相談支援を実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
実施箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

今後の方向性

引き続き、子ども・子育てコンシェルジュが健康診査等に出向き、教育・保育施設の利用申請等に関する相談、情報提供、調査などを実施します。

また、母子保健施策と子育て支援施策の両面から、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を行い、関係機関との連携や連絡調整、情報提供及び相談・助言等の充実を図ります。

さらに、子育て中の親や保護者にもっと相談先や子育ての情報が届くように、町のホームページ等を分かりやすく工夫します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数 (確保方策)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
基本型・特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(9) 妊婦健康診査

事業概要

母子保健法第13条に基づき、妊婦や胎児の健康の保持、安全・安心な出産を目的として健康診査を行う事業です。

現状

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票を交付し、指定医療機関への委託検診を実施しています。補助回数は一般健康診査16回、超音波検査4回、血液検査3回です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
延べ受診者数	3,718人	3,840人	3,814人	3,948人	3,675人

今後の方向性

妊婦の健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保や経済的負担の軽減を図るため、今後も、妊婦健康診査受診に係る費用を助成します。母子健康手帳や妊婦健康診査受診票の交付時に、保健師による個別面接を行うことで、妊婦への支援プランを作成し、ハイリスク妊婦を把握し、関係機関と連携して適切な支援を実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	3,552人回	3,487人回	3,432人回	3,387人回	3,336人回
実施体制 (確保方策)	実施機関：指定医療機関 実施体制：1人				

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

事業概要

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭を適切なサービスの提供に結び付ける事業です。

現状

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師または助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行うとともに、孤立しがちな子育て家庭における不安や悩みを聞いて、支援が必要な家庭を適切なサービスに結び付けています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
訪問数	206人	197人	211人	226人	200人

今後の方向性

家庭訪問による生活環境の把握から子育て不安や不適切な養育などの問題を早期に発見して適切な支援につなげるよう、全戸訪問を目指します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	200人	196人	193人	190人	187人
実施体制 (確保方策)	実施機関：健幸づくり課（保健センター） 実施体制：10人				

(11) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要

養育支援訪問事業は、養育支援訪問が必要だと判断した家庭に対して、保健師等が定期的に訪問し、養育に関する助言や指導・相談を行う事業です。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、児童虐待を防止するため、要保護児童等対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図り、所管職員の資質向上や専門性強化、ネットワーク機関相互の連携強化を図る事業です。

現状

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）等を通じて把握した家庭に対して、児童の健全育成と適切な子育てのために定期的な支援が必要な家庭すべてに対して、養育支援訪問事業を実施しています。

また、地域においてこどもと家庭に関する支援ネットワークを構築し、関係機関と連携しながら、要保護児童等対策地域協議会を運営するほか、児童虐待への対応及び未然防止を図っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
訪問数	45人	18人	35人	61人	50人

今後の方向性

養育支援訪問が必要だと判断したすべての家庭に実施するとともに、児童虐待防止対策事業を行い、関係機関との連携強化や児童虐待への対応及び未然防止を図り、児童の健全育成を目指します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	54人	53人	53人	52人	51人
実施体制 (確保方策)	実施機関：健幸づくり課（保健センター） 実施体制：4人				

(12) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

事業概要

0～18歳未満を対象に、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

今後の方向性

訪問に従事する人員を確保し、関係機関と連携できる体制づくりに努めます。なお、1人あたり利用が必要と思われる日数は12日/年で計上しています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	388人日	381人日	370人日	364人日	357人日
実施体制 (確保方策)	実施機関：こども未来課（こども家庭センター） 実施体制：2人				

(13) 児童育成支援拠点事業【新規】

事業概要

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えると同時に児童や保護者への相談等を行う事業です。

今後の方向性

事業対象となる児童の把握に努めるとともに、児童育成支援拠点事業の設置・運営を行う法人を随時募集し、事業実施の可能性を検討していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	0人	0人	0人	0人	0人
実施体制 (確保方策)	実施機関：児童育成支援拠点事業の設置・運営を行う法人				

(14) 親子関係形成支援事業【新規】

事業概要

0～18歳未満を対象に、子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に、講義やグループワーク等を通じて児童の心身の発達状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

今後の方向性

事業対象となる児童世帯の把握に努め、試行実施自治体や近隣の市町の実施状況を参考に、第4期計画期間に事業開始できるよう、事業実施の可能性を検討していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯
実施体制 (確保方策)	実施機関：こども未来課（こども家庭センター）				

(15) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

事業概要

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

今後の方向性

妊娠届出時面談や出産前面談、出産後の訪問などにより、妊婦や児の健康状態や養育環境を確認し、個々の状況に寄り添った支援へとつなげます。なお、1人あたり面接回数は3回/年で計上しています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	615回	606回	594回	588回	579回
実施体制 (確保方策)	実施機関：健幸づくり課（保健センター） 実施体制：4人				

(16) 産後ケア事業【新規】

事業概要

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業（病院・助産所・診療所等へ数日宿泊する宿泊型、病院・助産所・診療所等へ通う通所型、助産師等が家庭訪問する居宅訪問型の3種類）です。

今後の方向性

必要な人が必要な時にケアが受けられるよう、既存の類似事業を整理するとともに、ニーズに合わせたサービスが選択できる体制を整備します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	72人日	70人日	70人日	68人日	68人日
実施体制 (確保方策)	実施機関：健幸づくり課（保健センター） 実施体制：4人				

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

事業概要

就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付で、内閣府令で定める月一定時間までの利用枠の範囲内で、満3歳未満の小学校就学前のこどもが保育所（園）や幼稚園などの施設に通園し、遊びや生活の場を利用し、保護者の情報や助言を受ける事業です。

＊令和8年度から全自治体での実施が開始される予定ですが、月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、3時間以上月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することが可能（令和9年度（2027年度）まで2年間の経過措置）

今後の方向性

令和8年度からの本格実施に向けて必要な受け皿を確保するとともに、試行実施自治体や近隣の市町の実施状況や既存の類似事業を整理し、実施していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（延べ人数）	0人日	3人日	3人日	6人日	6人日
0歳児	0人日	1人日	1人日	3人日	3人日
1歳児	0人日	1人日	1人日	2人日	2人日
2歳児	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
提供量（延べ人数）	0人日	3人日	3人日	6人日	6人日
0歳児	0人日	1人日	1人日	3人日	3人日
1歳児	0人日	1人日	1人日	2人日	2人日
2歳児	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
過不足 （提供量－見込み量）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定子ども・子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき食事の提供にかかる実費徴収額に対して、市町がその一部を補助する事業です。令和元年10月1日から開始した幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度に移行していない（私学助成を受ける）幼稚園利用者のうち低所得世帯等の副食費が補足給付の対象になったことから、事業を実施し、特定教育・保育施設や特定地域型保育施設利用者との均衡を図ります。

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置・運営を促進するための事業です。今後、新規事業者の参入があった場合には、状況に応じて対応します。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯に渡る人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月1日に施行されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた保育所・幼稚園等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置付けされていなかった未移行の幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。そのため、この新たな給付については、特定子ども・子育て支援施設等の運用に支障がないよう、必要な様式や給付方法等について定めます。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。

6 教育・保育及び子ども・子育て支援事業の推進方策

(1) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、こどもの視点に立ち、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援を実施します。また、すべての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うためには、地域の子ども・子育て支援の質・量の充実が重要です。妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のない地域支援体制の確保や相談体制の充実、適切な情報提供、安全・安心な子育て環境づくりなど、一人ひとりのこどもが健全に成長していくための支援を行います。

(2) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

保育所・幼稚園、地域型保育事業は、相互に補完することによって、教育・保育の量の確保と質の充実を図ります。また、地域型保育事業を利用した満3歳未満のこどもが、保育所・幼稚園において切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう、教育・保育施設と地域型保育事業者の十分な情報共有と連携支援の充実を図ります。

第6章 計画の進行管理

第6章 計画の進行管理

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理のため、本計画に記されている事業・施策の進捗状況を定期的に評価するとともに、清水町子ども・子育て会議において報告します。また、評価によっては速やかに事業・施策の見直しを行い、こどもや子育て家庭にとって意味のある事業・施策であり続けるように努めます。

なお、第5章に記した教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業については、年度ごとに進捗状況を管理し、その状況を翌年度の事業展開に活かします。

2 国・県等との連携

町内における保育や教育、その他サービスの充実を図ることを前提とするものの、町単独での確保が困難な事業については必要に応じて国や静岡県、近隣市町と連携して確保することとします。また、スムーズに連携することができるよう、日頃から良好な関係性の構築に努めます。

資料編

1 清水町子ども・子育て会議条例

平成25年9月26日条例第20号
改正 令和6年12月19日条例第21号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、清水町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明及び意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される会議は、第5条の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則（令和6年12月19日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 清水町子ども・子育て会議 委員名簿

(敬称略)

No	氏名	所属・役職	備考
1	的場 啓一	学識経験者 (大阪商業大学教授・共同参画研究所所長)	会 長
2	高田 信	清水町民生委員児童委員協議会長	副会長
3	杉村 太地	民間保育園代表 私立(保育所型認定こども園)恵明キッズローズビレッジ	
4	大澤 豊	小規模保育施設代表 (ぼんぼん保育園)	
5	長倉 清隆	学校支援地域本部地域コーディネーター (社会教育委員長)	
6	中村 歩美	清水町立保育所保護者会代表 (南保育所)	
7	里舘 千尋	清水町立幼稚園PTA連絡協議会 (清水西幼稚園)	
8	土田 ひとみ	放課後児童教室運営事業者代表 (社会福祉協議会)	
9	栗原 歩	公募による町民	
10	笹村 瑠美	公募による町民	
11	岡田 すみれ	公募による町民	
12	高木 桃子	公募による町民	
13	芹沢 真知子	公立保育所長会 (清水保育所長)	
14	下川原 あゆみ	公立幼稚園長会 (清水南幼稚園長)	

※任期 令和6年10月15日から令和8年10月14日まで

3 策定経過

年月日	策定経過
令和6年5月28日	第1回清水町子ども・子育て会議 (1) 清水町幼稚園・保育所再編計画の決定について（報告） (2) 第3期清水町子ども・子育て支援事業計画の策定について（概要説明） (3) 第3期清水町子ども・子育て支援事業計画の策定に係るアンケート調査（案）について (4) 第2期清水町子ども・子育て支援事業計画の事業評価の実施について（報告） (5) 幼稚園・保育所・放課後児童教室の入園・入所状況等について（報告） (6) その他
令和6年7月4日～ 令和6年8月19日	子ども・子育てに関するアンケート調査【就学前調査】 町内に居住する就学前児童の保護者700人を対象 有効回収：388サンプル（55.4%）
令和6年7月4日～ 令和6年7月21日	子ども・子育てに関するアンケート調査【就学児調査】 町内の小学校に通う小学1年生～小学4年生の保護者720人を対象 有効回収：452サンプル（62.8%）
令和6年10月15日	第2回清水町子ども・子育て会議 (1) 会長・副会長の選任について (2) 第2期清水町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について (3) 第3期清水町子ども・子育て支援事業計画の策定に係るアンケート調査結果について (4) 第3期清水町子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについて (5) その他
令和6年12月16日	第3回清水町子ども・子育て会議 (1) 第3期清水町子ども・子育て支援事業計画素案について (2) その他
令和7年1月31日	第4回清水町子ども・子育て会議 (1) 第3期清水町子ども・子育て支援事業計画素案について (2) その他
令和7年2月10日～ 令和7年3月11日	パブリックコメントの実施

第3期 清水町子ども・子育て支援事業計画

発行 令和7年3月

編集 清水町こども未来課

〒411-8650 静岡県駿東郡清水町堂庭210-1

電話 055-981-8227 FAX 055-976-0249

